

茨城県地域防災計画  
(風水害等災害対策計画編)  
新旧対照表

平成 29 年 3 月

改定前	改定後	備考
1 総則	1 総則	
第1節 目的・・・・・・・・・・ 1	第1節 目的・・・・・・・・・・ 1	
第2節 県土の自然条件・・・・・・・・ 2	第2節 県土の自然条件・・・・・・・・ 3	
第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱・・・ 13	第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱・・・ 15	
2 風水害対策計画	2 風水害対策	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 <u>水政計画</u> ・・・・・・・・・・ 21	第1節 <u>県土の保全</u> ・・・・・・・・・・ 23	
第2節 <u>土砂災害防止計画</u> ・・・・・・・・ 26	第2節 <u>土砂災害防止対策</u> ・・・・・・・・ 28	
第3節 <u>交通計画</u> ・・・・・・・・・・ 29	第3節 <u>道路・港湾の安全対策</u> ・・・・・・・・ 32	
第4節 <u>都市計画</u> ・・・・・・・・・・ 30	第4節 <u>都市防災</u> ・・・・・・・・・・ 32	
第5節 <u>文教計画</u> ・・・・・・・・・・ 31	第5節 <u>学校等の安全対策・文化財の保護</u> ・・・・・・・・ 33	
第6節 <u>農地農業計画</u> ・・・・・・・・・・ 33	第6節 <u>農地・農業の安全対策</u> ・・・・・・・・ 35	
第7節 <u>気象業務整備計画</u> ・・・・・・・・ 34	第7節 <u>気象業務整備</u> ・・・・・・・・ 36	
第8節 <u>情報通信設備等の整備計画</u> ・・・・・・・・ 34	第8節 <u>情報通信設備等の整備</u> ・・・・・・・・ 37	
第9節 <u>災害用資材、機材等の点検整備計画</u> ・・・・・・・・ 37	第9節 <u>災害用資材、機材等の点検整備</u> ・・・・・・・・ 40	
第10節 <u>火災予防計画</u> ・・・・・・・・・・ 38	第10節 <u>火災予防</u> ・・・・・・・・・・ 40	
第11節 <u>防災知識の普及計画</u> ・・・・・・・・ 41	第11節 <u>防災知識の普及</u> ・・・・・・・・ 43	
第12節 <u>防災訓練計画</u> ・・・・・・・・・・ 43	第12節 <u>防災訓練</u> ・・・・・・・・・・ 45	
第13節 <u>防災組織等の活動体制整備計画</u> ・・・・・・・・ 46	第13節 <u>防災組織等の活動体制整備</u> ・・・・・・・・ 49	
第14節 <u>要配慮者支援計画</u> ・・・・・・・・ 51	第14節 <u>要配慮者支援</u> ・・・・・・・・ 54	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 <u>組織計画</u> ・・・・・・・・・・ 55	第1節 <u>組織</u> ・・・・・・・・・・ 58	
第2節 <u>動員計画</u> ・・・・・・・・・・ 61	第2節 <u>動員</u> ・・・・・・・・・・ 66	
第3節 <u>気象情報等計画</u> ・・・・・・・・・・ 64	第3節 <u>気象情報等計画</u> ・・・・・・・・・・ 69	
第4節 <u>災害情報の収集・伝達計画</u> ・・・・・・・・ 73	第4節 <u>災害情報の収集・伝達</u> ・・・・・・・・ 78	
第5節 <u>通信計画</u> ・・・・・・・・・・ 80	第5節 <u>通信</u> ・・・・・・・・・・ 85	
第6節 <u>広報計画</u> ・・・・・・・・・・ 89	第6節 <u>広報</u> ・・・・・・・・・・ 93	
第7節 <u>消防活動計画</u> ・・・・・・・・・・ 93	第7節 <u>消防活動</u> ・・・・・・・・・・ 97	

改定前	改定後	備考
第8節 水防計画・・・・・・・・・・・・・97	第8節 水防・・・・・・・・・・・・・101	
第9節 災害警備計画・・・・・・・・・・・・・100	第9節 災害警備・・・・・・・・・・・・・104	
第10節 交通計画・・・・・・・・・・・・・101	第10節 交通計画・・・・・・・・・・・・・105	
第11節 避難計画・・・・・・・・・・・・・108	第11節 避難・・・・・・・・・・・・・112	
第12節 食糧供給計画・・・・・・・・・・・・・112	第12節 食糧供給・・・・・・・・・・・・・116	
第13節 衣料・生活必需品等供給計画・・・・・・・・・・・・・115	第13節 衣料・生活必需品等供給・・・・・・・・・・・・・119	
第14節 給水計画・・・・・・・・・・・・・117	第14節 給水・・・・・・・・・・・・・121	
第15節 要配慮者の安全確保計画・・・・・・・・・・・・・119	第15節 要配慮者の安全確保対策・・・・・・・・・・・・・123	
第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画・・・・・・・・・・・・・123	第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・127	
第17節 医療・助産計画・・・・・・・・・・・・・123	第17節 医療・助産・・・・・・・・・・・・・127	
第18節 防疫計画・・・・・・・・・・・・・125	第18節 防疫計画・・・・・・・・・・・・・130	
第19節 清掃計画・・・・・・・・・・・・・127	第19節 災害廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・131	
第20節 死体の捜索及び処理埋葬計画・・・・・・・・・・・・・128	第20節 死体の捜索及び処理埋葬・・・・・・・・・・・・・132	
第21節 障害物の除去計画・・・・・・・・・・・・・130	第21節 障害物の除去・・・・・・・・・・・・・135	
第22節 輸送計画・・・・・・・・・・・・・130	第22節 輸送・・・・・・・・・・・・・136	
第23節 労務計画・・・・・・・・・・・・・133	第23節 労務計画・・・・・・・・・・・・・138	
第24節 文教対策計画・・・・・・・・・・・・・133	第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等・・・・・・・・・・・・・138	
第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画・・・・・・・・・・・・・135	第25節 自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・140	
第26節 他 <sup>1</sup> の地方公共団体等に対する応援要請並びに <sup>2</sup> 応援計 画・・・・・・・・・・・・・147	第26節 応援・受援・・・・・・・・・・・・・152	
第27節 農地農業計画・・・・・・・・・・・・・152	第27節 農地農業・・・・・・・・・・・・・157	
第28節 電力施設の復旧計画・・・・・・・・・・・・・153	第28節 電力施設の復旧・・・・・・・・・・・・・158	
第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計 画・・・・・・・・・・・・・154	第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画159	
第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画・156	第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画・161	
第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急計画・・・・・・・・・・・・・157	第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策・・・・・・・・・・・・・162	
第32節 郵政事業に係る措置・・・・・・・・・・・・・157	第32節 郵政事業に係る措置・・・・・・・・・・・・・162	
第3章 災害復旧計画	第3章 災害復旧計画	

改定前	改定後	備考
第1節 公共施設の災害復旧計画・・・159	第1節 公共施設の災害復旧・・・164	
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画・・・161	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成・・・166	
第3節 災害復旧資金計画・・・165	第3節 災害復旧資金・・・170	
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画 166	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金・・・171	
第5節 その他の保護計画・・・176	第5節 その他の保護・・・183	
第6節 防災関係機関の復旧計画・・・177	第6節 防災関係機関の復旧計画・・・184	
3 海上災害対策計画	3 海上災害対策計画	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 海上交通安全の確保・・・182	第1節 海上交通安全の確保・・・189	
第2節 船舶の安全な運行の確保・・・182	第2節 船舶の安全な運行の確保・・・189	
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え・・・183	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え・・・190	
第4節 緊急輸送活動への備え・・・185	第4節 緊急輸送活動への備え・・・192	
第5節 防災関係機関の防災訓練の実施・・・185	第5節 防災関係機関の防災訓練の実施・・・192	
第6節 災害復旧への備え・・・185	第6節 災害復旧への備え・・・192	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡・・・185	第1節 発災直後の情報の収集・連絡・・・192	
第2節 活動体制の確立・・・187	第2節 活動体制の確立・・・194	
第3節 捜索、救出・救助及び消火活動・・・190	第3節 捜索、救出・救助及び消火活動・・・197	
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策・・・191	第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策・・・198	
第5節 緊急輸送の確保・・・194	第5節 緊急輸送の確保・・・201	
第6節 治安の維持・・・195	第6節 治安の維持・・・202	
第7節 応援の要請・・・195	第7節 応援の要請・・・202	
第8節 流出油等災害の補償対策・・・195	第8節 流出油等災害の補償対策・・・202	
4 航空災害対策計画	4 航空災害対策計画	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 茨城県の航空状況・・・197	第1節 茨城県の航空状況・・・204	
第2節 航空交通の安全のための情報の充実・・・197	第2節 航空交通の安全のための情報の充実・・・204	
第3節 航空機の安全な運行の確保・・・197	第3節 航空機の安全な運行の確保・・・204	

改定前	改定後	備考
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え・198 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡・ . . . . . 201 第2節 活動体制の確立・ . . . . . 203 第3節 捜索, 救助・救急, 医療及び消火活動・ . . . . . 206 第4節 避難勧告・ <u>指示</u> ・誘導・ . . . . . 207 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・ . . . . . 207 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動・ . . . . . 208 第7節 遺族等事故災害関係者の対応・ . . . . . 208 第8節 防疫及び遺体の処理・ . . . . . 208	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え・205 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡・ . . . . . 208 第2節 活動体制の確立・ . . . . . 210 第3節 捜索, 救助・救急, 医療及び消火活動・ . . . . . 213 第4節 避難勧告, <u>避難指示（緊急）</u> , 誘導・ . . . . . 214 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・ . . . . . 214 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動・ . . . . . 215 第7節 遺族等事故災害関係者の対応・ . . . . . 215 第8節 防疫及び遺体の処理・ . . . . . 215	
5 鉄道災害対策計画	5 鉄道災害対策計画	
第1章 災害予防 第1節 茨城県の鉄道状況・ . . . . . 209 第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実・ . . . . . 210 第3節 鉄道交通安全運行の確保・ . . . . . 210 第4節 鉄道車両の安全性の確保・ . . . . . 211 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え・211 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡・ . . . . . 215 第2節 活動体制の確立・ . . . . . 216 第3節 救助・救急, 医療及び消火活動・ . . . . . 219 第4節 避難勧告・ <u>指示</u> ・誘導・ . . . . . 220 第5節 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動・ . . . . . 220 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動・ . . . . . 221 第7節 防疫及び遺体の処理・ . . . . . 221 第3章 災害復旧・ . . . . . 222	第1章 災害予防 第1節 茨城県の鉄道状況・ . . . . . 216 第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実・ . . . . . 217 第3節 鉄道交通安全運行の確保・ . . . . . 217 第4節 鉄道車両の安全性の確保・ . . . . . 218 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え・218 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡・ . . . . . 222 第2節 活動体制の確立・ . . . . . 223 第3節 救助・救急, 医療及び消火活動・ . . . . . 226 第4節 避難勧告, <u>避難指示（緊急）</u> , 誘導・ . . . . . 227 第5節 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動・ . . . . . 227 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動・ . . . . . 228 第7節 防疫及び遺体の処理・ . . . . . 228 第3章 災害復旧・ . . . . . 229	
6 道路災害対策計画	6 道路災害対策計画	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	

改定前	改定後	備考
第1節 茨城県の道路交通状況・・・223	第1節 茨城県の道路交通状況・・・230	
第2節 道路交通の安全のための情報の充実・・・223	第2節 道路交通の安全のための情報の充実・・・231	
第3節 道路施設等の管理と整備・・・224	第3節 道路施設等の管理と整備・・・231	
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え・224	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え・231	
第5節 防災知識の普及・・・227	第5節 防災知識の普及・・・234	
第6節 再発防止対策の実施・・・227	第6節 再発防止対策の実施・・・234	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡・・・227	第1節 発災直後の情報の収集・連絡・・・235	
第2節 活動体制の確立・・・229	第2節 活動体制の確立・・・236	
第3節 救助・救急, 医療及び消火活動・・・232	第3節 救助・救急, 医療及び消火活動・・・240	
第4節 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動・・・233	第4節 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動・・・240	
第5節 危険物の流出に対する応急対策・・・233	第5節 危険物の流出に対する応急対策・・・241	
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動・・・233	第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動・・・241	
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動・・・234	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動・・・241	
第8節 防疫及び遺体の処理・・・234	第8節 防疫及び遺体の処理・・・242	
第3章 災害復旧・・・234	第3章 災害復旧・・・242	
7 危険物等災害対策計画	7 危険物等災害対策計画	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）・・・235	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）・・・243	
第2節 石油類等危険物施設の予防対策・・・238	第2節 石油類等危険物施設の予防対策・・・246	
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策・・・239	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策・・・247	
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策・・・241	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策・・・249	
第5節 放射線使用施設等の予防対策・・・242	第5節 放射線使用施設等の予防対策・・・250	
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策・・・243	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策・・・251	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）・・・244	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）・・・252	
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）・・・248	第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）・・・256	

改定前	改定後	備考
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策・・・251	第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策・・・259	
第4節 高圧ガス，火薬類の事故応急対策・・・254	第4節 高圧ガス，火薬類の事故応急対策・・・262	
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策・・・258	第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策・・・266	
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策・・・259	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策・・・267	
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策・・・260	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策・・・268	
第8節 避難誘導対策・・・261	第8節 避難誘導対策・・・269	
第9節 捜索・救出・救助対策・・・261	第9節 捜索・救出・救助対策・・・269	
第10節 応援要請対策・・・262	第10節 応援要請対策・・・270	
第11節 医療救護対策・・・262	第11節 医療救護対策・・・270	
第12節 緊急輸送の確保・・・262	第12節 緊急輸送の確保・・・270	
8 大規模な火事災害対策計画	8 大規模な火事災害対策計画	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 災害に強いまちづくり・・・263	第1節 災害に強いまちづくり・・・271	
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実・・・264	第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実・・・272	
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え・・・264	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え・・・272	
第4節 防災知識等の普及・・・266	第4節 防災知識等の普及・・・274	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡・・・267	第1節 発災直後の情報の収集・連絡・・・275	
第2節 活動体制の確立・・・268	第2節 活動体制の確立・・・276	
第3節 救助・救急，医療及び消火活動・・・271	第3節 救助・救急，医療及び消火活動・・・279	
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・271	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・279	
第5節 避難収容活動・・・272	第5節 <u>避難の受入れ</u> ・・・280	
第6節 施設及び設備の応急復旧活動・・・272	第6節 施設及び設備の応急復旧活動・・・280	
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動・・・272	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動・・・280	
第8節 防疫及び遺体の処理・・・273	第8節 防疫及び遺体の処理・・・281	
第3章 災害復旧・・・273	第3章 災害復旧・・・281	
9 林野火災対策計画	9 林野火災対策計画	

改定前	改定後	備考
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 林野火災に強い地域づくり・・・・・・・・・・274	第1節 林野火災に強い地域づくり・・・・・・・・・・282	
第2節 林野火災防止のための情報の充実・・・・・・・・274	第2節 林野火災防止のための情報の充実・・・・・・・・282	
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え・274	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え・282	
第4節 防災活動の促進・・・・・・・・・・・・・277	第4節 防災活動の促進・・・・・・・・・・・・・285	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡・・・・・・・・・・277	第1節 発災直後の情報の収集・連絡・・・・・・・・・・285	
第2節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・279	第2節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・287	
第3節 救助・救急，医療及び消火活動・・・・・・・・・・281	第3節 救助・救急，医療及び消火活動・・・・・・・・・・289	
第4節 緊急輸送のための交通の確保・・・・・・・・・・283	第4節 緊急輸送のための交通の確保・・・・・・・・・・291	
第5節 <u>避難収容活動</u> ・・・・・・・・・・・・・283	第5節 <u>避難の受入れ</u> ・・・・・・・・・・・・・291	
第6節 施設，設備の応急復旧活動・・・・・・・・・・・・・283	第6節 施設，設備の応急復旧活動・・・・・・・・・・・・・291	
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・・・283	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・・・291	
第8節 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・284	第8節 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・292	



改定前	改定後	備考
<p>1 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第40条の規定に基づき、茨城県の地域に<u>かかる</u>風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等）及びその他の災害の対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民を災害から保護するための事項を定め、風水害による被害を最小限にする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、計画を上回る災害が発生しても、その効果を粘り強く発揮できるよう、防災対策に万全を期するものである。</p> <p>なお、本県の地域における震災対策については「地震災害対策計画編」、原子力災害対策については「原子力災害対策計画編」において別に計画を定め、各災害対策を実施することとしている。</p> <p>また、石油コンビナート等災害防止法（昭和52年法律第84号）に基づき鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に<u>かかる</u>災害対策に関しては、茨城県石油コンビナート等防災計画と十分調整を図るものとする。なお、本計画に特段の定めのないものについては、「地震災害対策計画編」の定めるところによる。</p>	<p>1 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第40条の規定に基づき、茨城県の地域に<u>係る</u>風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等）及びその他の災害の対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民を災害から保護するための事項を定め、風水害による被害を最小限にする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、計画を上回る災害が発生しても、その効果を粘り強く発揮できるよう、防災対策に万全を期するものである。</p> <p>なお、本県の地域における震災対策については「地震災害対策計画編」、原子力災害対策については「原子力災害対策計画編」において別に計画を定め、各災害対策を実施することとしている。</p> <p>また、石油コンビナート等災害防止法（昭和52年法律第84号）に基づき鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に<u>係る</u>災害対策に関しては、茨城県石油コンビナート等防災計画と十分調整を図るものとする。なお、本計画に特段の定めのないものについては、「地震災害対策計画編」の定めるところによる。</p> <p><u>さらに、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく茨城県国土強靱化計画は、国土強靱化の観点から、県の各計画の指針となるものとされている。このため、県、指定地方行政機関、市町村、指定地方公共機関等は、国土強靱化に関</u></p>	<p>p. 1</p>

改定前	改定後	備考
<p>〈計画の基本的事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県，指定地方行政機関，市町村，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</li> <li>2 防災施設の新設又は改良，防災のための調査研究，教育及び訓練その他の災害予防の計画</li> <li>3 災害応急対策に関する次の計画 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災組織に関する計画</li> <li>(2) 災害防除に関する計画</li> <li>(3) <u>り</u>災者の救助保護に関する計画</li> <li>(4) 災害警備に関する計画</li> <li>(5) 自衛隊の災害派遣要請の計画</li> <li>(6) その他災害時における応急対策の計画</li> </ol> </li> <li>4 災害の復旧に関する計画</li> <li>5 その他必要な計画 (略)</li> </ol> <p>第2節 県土の自然条件 (略)</p> <p>第2 気候</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気候</li> </ol>	<p>する部分については，<u>県国土強靱化計画の基本目標である，</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>I 人命の保護が最大限図られること</u></li> <li><u>II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</u></li> <li><u>III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</u></li> <li><u>IV 迅速な復旧復興</u></li> </ol> <p><u>を踏まえ，この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。</u></p> <p>〈計画の基本的事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県，指定地方行政機関，市町村，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</li> <li>2 防災施設の新設又は改良，防災のための調査研究，教育及び訓練その他の災害予防の計画</li> <li>3 災害応急対策に関する次の計画 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災組織に関する計画</li> <li>(2) 災害防除に関する計画</li> <li>(3) <u>罹</u>災者の救助保護に関する計画</li> <li>(4) 災害警備に関する計画</li> <li>(5) 自衛隊の災害派遣要請の計画</li> <li>(6) その他災害時における応急対策の計画</li> </ol> </li> <li>4 災害の復旧に関する計画</li> <li>5 その他必要な計画 (略)</li> </ol> <p>第2節 県土の自然条件 (略)</p> <p>第2 気候</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気候</li> </ol>	<p>備考</p> <p>p. 3</p>

改定前	改定後	備考
<p>本県は太平洋に接し、気候は温和で気象災害は他府県に比べて少ないほうである。冬は晴天の日が多く、北西の乾燥した季節風が卓越して、火災が発生しやすいが、風速は20mを超えることは極めて少なく、風による直接の被害はほとんどない。</p> <p>(略)</p> <p>水戸における最深の記録は32cm(昭和20年2月26日)で、数日間にわたって降り続くようなことはない。<u>これがため</u>雪による交通障害があってもその影響は極く短い。</p> <p>(以下略)</p> <p>2 気象災害の概況</p> <p>(1) 台風(昭和16年以降)</p> <p>①～⑤⑩ (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>本県は太平洋に接し、気候は温和で気象災害は他府県に比べて少ないほうである。冬は晴天の日が多く、北西の乾燥した季節風が卓越して、火災が発生しやすいが、風速は20mを超えることは極めて少なく、風による直接の被害はほとんどない。</p> <p>(略)</p> <p>水戸における最深の記録は32cm(昭和20年2月26日)で、数日間にわたって降り続くようなことはない。<u>このため</u>、雪による交通障害があってもその影響は極く短い。</p> <p>(以下略)</p> <p>2 気象災害の概況</p> <p>(1) 台風(昭和16年以降)</p> <p>①～⑤⑩ (略)</p> <p><u>⑩ 平成28.8.22～24 (第9号とその後の温帯低気圧)</u></p> <p><u>台風第9号は8月22日6時には三宅島の南南西を北に進み、22日12時半頃、千葉県館山市付近に上陸、その後、関東地方から東北地方を北から北北東に進んだ。</u></p> <p><u>茨城県では台風の接近、通過により22日昼過ぎから夕方にかけて雨が強まり、1時間降水量が北茨城市花園で50.0mm(15時43分)の非常に激しい雨、古河で35.0mm(12時56分)の激しい雨となった。</u></p> <p><u>21日21時から22日24時までの総降水量は、北茨城市花園で146.0mm、古河で142.0mm、高萩市大能で127.5mmなど、多い所で100mmを超える大雨となった。</u></p> <p><u>また、22日の午後には風が強まり、龍ヶ崎で東南東32.0m/s、北茨城で南27.1m/s、鹿嶋で南東27.0m/sなど、30m/s前後の最大瞬間風速を観測した。</u></p>	<p>p. 4</p> <p>p. 12</p>

改定前	改定後	備考
<p>(2) その他の洪水 ①～③ (追加 ④)</p>	<p><u>県内の被害は、負傷者 19 名、住家被害 217 件（一部損壊 27、床上浸水 12、床下浸水 178）の被害が発生した。</u></p> <p>(2) その他の洪水 ①～③ ④ <u>平成27. 9. 9～10（平成27年9月関東・東北豪雨）</u></p> <p><u>9月7日21時に日本の南で発生した台風第18号は、9日09時過ぎに渥美半島を通過し09時半頃愛知県西尾市付近に上陸。15時には温帯低気圧に変わった。</u></p> <p><u>9日は、台風第18号や台風から変わった低気圧に向かって、湿った空気が流れ込んだ影響で大雨となり、特に県西地域では非常に激しい雨となった所があった。</u></p> <p><u>7日18時から11日12時までの雨量は、古河で297.5mm、坂東で265.0mm、下妻で228.5mmなど、南部を中心に200mmを超えた所があった。最大1時間降水量は、石岡市柿岡で56.0mm（10日07時09分までの前1時間）、常陸太田市中野で49.5mm（10日09時39分までの前1時間）、小美玉市美野里で46.0mm（10日08時20分までの前1時間）を観測。月最大24時間降水量は、古河で247.0mm（10日05時00分までの前24時間）となり、統計開始以来の記録第1位となった。線状降水帯による鬼怒川上流域への集中豪雨により常総市若宮戸で堤防から越水、同市三坂町で堤防が決壊した。</u></p> <p><u>古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、境町に災害救助法が適用された。</u></p>	

改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>関東信越厚生局</p> <p><u>1 厚生労働省との連携に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>東京航空局</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>第三管区海上保安部</p> <p>(略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>郵便事業株式会社</p> <p>1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。</p> <p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。</p>	<p><u>被害は、死者9名（災害関連死6名含む）、負傷者54名、全壊54棟、半壊5,497棟、床上浸水202棟、床下浸水3,780戸、被害額約360億8,424万円等であった。</u></p> <p><u>※被害状況は平成28年12月16日時点</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>関東信越厚生局</p> <p><u>1 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。</u></p> <p><u>2 関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>東京航空局</p> <p>(略)</p> <p>関東地方測量部</p> <p><u>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供</u></p> <p><u>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u></p> <p>第三管区海上保安部 <u>(茨城海上保安部)</u></p> <p>(略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>郵便事業株式会社</p> <p>1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。</p> <p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。</p>	<p></p> <p>p. 15</p> <p>p. 16</p> <p></p> <p>p. 19</p>

改定前	改定後	備考
<p>3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事  <u>郵便局株式会社</u>  <u>災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。</u>                      (略)  <u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u>                      (略)  <u>東京電力株式会社</u>                      (略)                      株式会社NTTドコモ                      (略)                      (新規)</p> <p>第6 指定地方公共機関                      (略)                      運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，社団法人茨城県トラック協会，首都圏新都市鉄道株式会社，日立電鉄交通サービス株式会社，ジェイアールバス関東株式会社，社団法人茨城県バス協会）                      (略)                      ガス事業者（東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社，<u>筑波学園ガス株式会社</u>，<u>美浦ガス株式会社</u>）</p>	<p>3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事。  <u>4 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。</u>  <u>(削除)</u>                      (略)  <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>                      (略)  <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>                      (略)                      株式会社NTTドコモ                      (略)  <u>ソフトバンク株式会社</u>  <u>1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。</u>  <u>2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。</u></p> <p>第6 指定地方公共機関                      (略)                      運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，<u>一般</u>社団法人茨城県トラック協会，首都圏新都市鉄道株式会社，日立電鉄交通サービス株式会社，ジェイアールバス関東株式会社，<u>一般</u>社団法人茨城県バス協会）                      (略)                      ガス事業者（東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社）                      (略)</p>	<p>備考</p> <p>p. 21</p>

改定前	改定後	備考
<p>2 風水害対策計画 第1章 災害予防 第1節 <u>水政計画</u> 第1 治山治水計画 1 治山計画 (1) 森林の概況 本県の森林は<u>県北部の山岳林</u>，<u>県中央部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林</u>に大別され，面積は<u>19万ha</u>で<u>県土の約1/3</u>を占めている。近年，<u>産業の発展</u>，<u>人口の増加</u>等による土地利用が進み<u>県民の生活圏が山地や海岸へと広がりつつある</u>。このため，<u>台風や豪雨による山腹の崩壊や波浪による海岸の浸食等</u>災害の危険性が増大する傾向にあり，<u>治山施設の整備が急務</u>となっている。 (2) 治山施設の整備 県内における<u>山地災害危険地区等</u>を調査した結果，<u>総数で1,206箇所あり</u>，その内訳は次のとおりである。  山地災害危険地区 <u>1,166箇所</u> ※資料8-1  海岸防災荒廃危険地区 40箇所 ※資料8-13 <u>これらの危険地区を重点に，森林法に森林整備保全事業計画（平成26年度～平成30年度）</u>。また，<u>これらのうち国庫補助事</u></p>	<p>2 風水害対策計画 第1章 災害予防 第1節 <u>県土の保全</u> 第1 治山治水計画 1 治山計画 (1) 森林の概況 本県の森林は<u>県北部を中心とする山岳林</u>，<u>県中央部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林</u>に大別され，面積は<u>18万7千ha</u>で<u>県土の約1/3</u>を占めている。近年，<u>産業の発展等</u>による土地利用が進み<u>県民の生活圏が山地や海岸へと広がりつつある</u>。このため，<u>台風や豪雨による山腹の崩壊や波浪等による海岸防災林の浸食等</u>，<u>災害の危険性が増大する傾向にあり</u>，<u>治山施設の整備が急務</u>となっている。 (2) 治山施設の整備 県内における<u>山地災害危険地区等</u>を調査した結果，<u>総数で1,232箇所あり</u>，その内訳は次のとおりである。<u>（平成27年度末現在）</u>  山地災害危険地区 <u>（民有林）1,171箇所</u> <u>（国有林）21箇所</u> ※資料8-1，資料8-12  海岸防災荒廃危険地区 40箇所 ※資料8-13 <u>これらの山地災害危険地区（山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり危険地区）における山地災害を未然に防止するため，森林</u></p>	<p>p. 23</p>

改定前	改定後	備考
<p><u>業の採択基準に該当しない箇所については県単独事業によりこれを補完し、災害の未然防止を図る。</u></p> <p>2 保安林整備計画</p> <p>(1) 保安林の概況</p> <p><u>森林には、集中豪雨などによる洪水を緩和し、土砂の流出や崩壊を防ぐなどの災害を防止する働きがある。</u></p> <p>これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。</p> <p>平成24年度末現在で、民有保安林17,341ha、国有保安林38,025ha、計55,366haの保安林が配備されている。</p> <p>(2) 保安林整備計画</p> <p><u>平成16年度から地域森林計画により、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための特定保安林の指定を進めている。</u></p> <p>特に、保安林の指定については、<u>重要水源地、山地災害危険地区及び都市近郊に在る良好な森林の保安林指定を進める。</u></p> <p>3 河川改修</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 河川改修事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 補助河川改修</p>	<p><u>法により策定された森林整備保全事業計画（平成26～30年度）に基づき、山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等を計画的に進めるとともに、市町村と連携して地域住民への山地災害危険地区の周知に努める。</u></p> <p>2 保安林整備計画</p> <p>(1) 保安林の概況</p> <p><u>森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水、土砂の流出などを防止する働きがある。</u></p> <p>これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。</p> <p>平成27年度末現在で、民有保安林17,666ha、国有保安林38,025ha、計55,691haの保安林が配備されている。</p> <p>(2) 保安林整備計画</p> <p>地域森林計画により、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための<u>治山事業等による森林の整備を進めている。</u></p> <p>特に、保安林の指定については、<u>重要な水源地や山地災害危険地区及び都市近郊に在る森林の保安林指定を進める。</u></p> <p>3 河川改修</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 河川改修事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 補助河川改修</p>	<p>p. 24</p>



改定前	改定後	備考
<p><u>社会資本整備重点計画（H24～H28）に基づき、流域に市街地を抱え広域かつ重点的な整備が必要な河川や他事業関連河川を優先し、効率的、効果的な河川整備を推進する。</u></p> <p><u>広域河川改修事業として、桜川外19河川を整備中である。</u></p> <p><u>総合流域防災事業として、女沼川外13河川を整備中である。</u></p> <p>（略）</p> <p>（新規）</p> <p>第2 海岸保全</p> <p>1 高潮対策事業</p> <p>高潮・波浪・津波による被害から国土を守るため、護岸や離岸堤、<u>人工リーフ</u>などの海岸保全施設を整備する。</p> <p>2 侵食対策事業</p> <p><u>侵食による砂浜の消失から発生する被害から国土を保全するため、ヘッドランドの整備や養浜を実施する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3 水防法に基づく洪水対策</p> <p>地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法</p>	<p><u>河川整備計画に基づき、近年浸水被害が発生した河川や流域に市街地を抱え広域かつ重点的な整備が必要な河川や他事業関連河川を優先し、効率的、効果的な河川整備を推進する。</u></p> <p><u>また、水門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく延命化を図り、出水時における操作に支障がないようにする。</u></p> <p><u>河川改修事業として恋瀬川外32河川、特定構造物改築事業として八間堰水門外11施設で整備中である。</u></p> <p>（略）</p> <p>5 <u>下水道（雨水）整備</u></p> <p><u>市町村は、再度災害防止に加え、事前防災・減災等の観点から、都市内における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する。</u></p> <p>第2 海岸保全</p> <p>1 高潮対策事業</p> <p>高潮・波浪・津波による被害から国土を守るため、護岸や離岸堤などの海岸保全施設を整備する。</p> <p>2 侵食対策事業</p> <p><u>砂浜や崖の侵食により発生する被害から国土を保全するため、養浜や消波工等を実施する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3 水防法に基づく洪水対策</p> <p>地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>p. 25</p> <p></p> <p>p. 26</p>

改定前	改定後	備考
<p>に基づき、大河川における洪水予報の提供、中小河川における洪水情報等の提供、浸水想定区域の指定、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 浸水想定区域の指定</p> <p>国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。</p> <p>なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。</p> <p>4 避難体制等の整備</p> <p>(1) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 洪水予報等の伝達方法</p> <p>イ 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>ウ 浸水区域内に地下街等（地下街、劇場、駅等その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある認められるものがある場合は、これらの施設の</p>	<p>に基づき、大河川における洪水予報の提供、中小河川における洪水情報等の提供、浸水想定区域の指定、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 浸水想定区域の指定</p> <p>国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。</p> <p>なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。</p> <p>4 避難体制等の整備</p> <p>(1) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 洪水予報等の伝達方法</p> <p>イ 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>ウ 浸水区域内に地下街等（地下街、劇場、駅等その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及</p>	<p>p. 27</p>

改定前	改定後	備考
<p>名称，所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法</p> <p>(2) 浸水想定区域を含む市町村の長は，上記(1)の事項について住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 市町村は，<u>避難指示・避難勧告・避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに，要配慮者，特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して，早めの段階で避難行動を開始することを求める情報）等</u>について，<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>を参考に，国又は県及び水防管理者等の協力を得つつ，災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域，避難指示・勧告等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 土砂災害防止計画</p> <p>第1 土砂災害防止法に基づく対策</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 市町村は，<u>避難指示</u>，<u>避難勧告</u>，<u>避難準備情報等</u>について，<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u></p>	<p>びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法</p> <p>(2) 浸水想定区域を含む市町村の長は，上記(1)の事項について住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。</p> <p><u>その際，河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要が区域」として明示することに努めるものとする。</u></p> <p>(3) 市町村は，<u>避難</u>について，「<u>避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）</u>」を参考に，国又は県及び水防管理者等の協力を得つつ，災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域，<u>避難指示（緊急）</u>等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 土砂災害防止対策</p> <p>第1 土砂災害防止法に基づく対策</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 市町村は，<u>避難指示（緊急）</u>，<u>避難勧告</u>，<u>避難準備・高齢</u></p>	<p>p. 28</p>

改定前	改定後	備考
<p>を参考に、国又は県等の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、<u>避難指示・勧告等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成する。</u> (以下略)</p> <p>第5 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。</p> <p>1 発表対象地域</p> <p>土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、<u>県内全ての44市町村</u>を発表対象とする。</p>	<p><u>者等避難開始</u>について、「<u>避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）</u>」を参考に、国又は県等の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、<u>避難指示（緊急）等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成する。</u> (以下略)</p> <p>第5 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。</p> <p>1 発表対象地域</p> <p>土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、<u>土砂災害警戒区域を有する次の40市町村</u>を発表対象とする。</p> <p><u>水戸市・日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・銚田市・茨城町・小美玉市・大洗町・城里町・東海村・大子町・美浦</u></p>	<p>備考</p> <p>p. 31</p> <p>p. 29</p>

改定前	改定後	備考
<p>2 発表及び解除  <b>【発表】</b>                      大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき。  <b>【解除】</b>                      予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。</p> <p>3 伝達体制                      水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。                      （略）</p> <p>第3節 <u>交通計画</u>                      水害等に備えての道路、<u>および港湾の災害予防及び維持補修</u>は次によるものとする。                      （略）</p> <p>第4節 <u>都市計画</u>                      （略）</p> <p>第5節 <u>文教計画</u>                      （略）</p> <p>1 防災上必要な教育の実施                      (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、<u>防災計画</u>を作成し、安全教育が適切に行わ</p>	<p><u>村・阿見町・つくばみらい市・利根町</u></p> <p>2 発表及び解除  <b>【発表】</b>                      大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を上回ると予測されるとき。  <b>【解除】</b>                      予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。</p> <p>3 伝達体制  <u>土砂災害警戒情報の発表・解除があったときは、県はFAXにより市町村へ伝達するとともに、</u>防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。                      （略）</p> <p>第3節 <u>道路・港湾の安全対策</u>                      水害等に備えての道路、<u>港湾の災害予防及び維持補修</u>は次によるものとする。                      （略）</p> <p>第4節 <u>都市防災</u>                      （略）</p> <p>第5節 <u>学校等の安全対策・文化財の保護</u>                      （略）</p> <p>1 防災上必要な教育の実施                      (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安</p>	<p></p> <p>p. 32</p> <p>p. 33</p>

改定前	改定後	備考
<p>れるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 <u>農地農業計画</u></p> <p>第1 農地計画</p> <p>農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化したため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。</p> <p>また、県、市町村及び土地改良区は、大雨による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行なう。</p> <p>2 湛水防除事業</p> <p>既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行なう。</p> <p>3 地盤沈下対策事業</p> <p>地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により</p>	<p>全を図るため、<u>防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画</u>を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 <u>農地・農業の安全対策</u></p> <p>第1 農地計画</p> <p>農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。</p> <p>また、県、市町村及び土地改良区は、大雨による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。</p> <p>2 湛水防除事業</p> <p>既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。</p> <p>3 地盤沈下対策事業</p>	<p>備考</p> <p>p. 35</p>

改定前	改定後	備考
<p>規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行なう。</p> <p>※資料22－1（農地災害の予防対策）</p> <p>（略）</p> <p>第8節 情報通信設備等の整備計画</p> <p>災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>1) 防災通信システム</p> <p>県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災通信システムを整備運用している。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備</p> <p>各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。</p> <p>1) 関東管区警察局 警察無線設備</p> <p>2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備</p> <p>3) 気象庁 気象通信設備、防災情報提供システム</p>	<p>地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。</p> <p>※資料22－1（農地災害の予防対策）</p> <p>※資料22－2（防災重点ため池一覧）</p> <p>（略）</p> <p>第8節 情報通信設備等の整備</p> <p>災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>1) 防災情報ネットワーク</p> <p>県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備運用している。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備</p> <p>各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。</p> <p>1) 関東管区警察局 警察無線設備</p> <p>2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備</p>	<p>備考</p> <p>p. 37</p>

改定前	改定後	備考
<p>(専用線・インターネット)</p> <p>4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備</p> <p>5) <u>東京電力(株)茨城支店</u> 東京電力通信設備</p> <p>6) J R 東日本(株)水戸支社 鉄道通信設備</p> <p>7) 茨城交通(株) 茨城交通通信設備</p> <p>8) <u>NTT東日本</u> <u>孤立防止対策用衛星設備</u></p> <p>9) <u>首都圏新都市鉄道(株)</u> 鉄道通信設備</p> <p>(略)</p> <p>4 通信連絡系統図の作成</p> <p>関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成しておくものとする。なお、この系統図は関係先、利用できる通信施設（有・無線）が一目瞭然にわかるようなものとする。</p> <p style="text-align: center;">通信連絡系統図</p> <p>(凡例)          - - - 衛星          ..... 無線          - - - 専用線          ——— NTT</p> <p>5 情報提供に係る多様な通信手段の活用</p>	<p>3) 気象庁 気象通信設備, 防災情報提供システム (専用線・インターネット)</p> <p>4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備</p> <p>5) <u>東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社</u> 東京電力通信設備</p> <p>6) J R 東日本(株)水戸支社 鉄道通信設備</p> <p>7) 茨城交通(株) 茨城交通通信設備</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8) <u>首都圏新都市鉄道(株)</u> 鉄道通信設備</p> <p>(略)</p> <p>4 通信連絡系統図の作成</p> <p>関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成しておくものとする。なお、この系統図は関係先、利用できる通信施設（有・無線）が一目瞭然にわかるようなものとする。</p> <p style="text-align: center;">通信連絡系統図</p> <p>(凡例)          ..... いばらきブロードバンドネットワーク等(光回線)          - - - 衛星回線          ..... 地上無線回線          ——— NTT一般回線</p>	<p>備考</p> <p>p. 39</p>



改定前	改定後	備考
<p>県及び市町村は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・<u>サーバー</u>運営業者の協力を得るものとする。</p> <p>また、県民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、ツイッター、メール、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第9節 災害用資材、機材等の点検整備計画</p> <p>（略）</p> <p>2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤</p> <p>第2章第17節医療・助産計画の「4医薬品等の確保及び供給」及び「5救護班の活動車両、活動機材」のとおりである。</p> <p>3 備蓄食糧</p> <p>第2章第12節食糧供給計画のとおりである。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 火災予防計画</p> <p><u>この計画は</u>、市町村の消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等について指導助言をして、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、かつ、市町村に対し必要に応じて消防に関する勧告等を行い火災から県民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期するものとする。</p>	<p>5 情報提供に係る多様な通信手段の活用</p> <p>県及び市町村は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・<u>サーバー</u>運営業者の協力を得るものとする。</p> <p>また、県民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、ツイッター、メール、<u>Lアラート</u>等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第9節 災害用資材、機材等の点検整備</p> <p>（略）</p> <p>2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤</p> <p>第2章第17節「<u>医療・助産</u>」の「4医薬品等の確保及び供給」及び「5救護班の活動車両、活動機材」のとおりである。</p> <p>3 備蓄食糧</p> <p>第2章第12節「<u>食糧供給</u>」のとおりである。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 火災予防</p> <p>市町村の消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等について指導助言をして、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、かつ、市町村に対し必要に応じて消防に関する勧告等を行い火災から県民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期するものとする。</p>	<p>備考</p> <p>p. 40</p> <p>p. 40</p>

改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>第11節 防災知識の普及計画</p> <p>(略)</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>(1) 普及すべき防災知識の内容</p> <p>1) 風水害時の危険性</p> <p>2) 家庭での予防・安全対策（食料，飲料水，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）</p> <p>3) 特別警報，警報，注意報の内容と発表時にとるべき行動</p> <p>4) 避難場所及び避難所の位置，避難時や避難場所での行動</p> <p>5) <u>避難準備（要配慮者避難）情報，避難指示及び避難勧告</u>の内容と早期避難の重要性</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>6) 自主防災組織等の地域での防災活動</p> <p>7) 要配慮者への支援協力</p> <p>8) 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）</p> <p>9) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</p> <p>10) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報</p> <p>(略)</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p>	<p>(略)</p> <p>第11節 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>(1) 普及すべき防災知識の内容</p> <p>1) 風水害時の危険性</p> <p>2) 家庭での予防・安全対策（食料，飲料水，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）</p> <p>3) 特別警報，警報，注意報の内容と発表時にとるべき行動</p> <p>4) 避難場所及び避難所の位置，避難時や避難場所での行動</p> <p>5) <u>避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の内容と早期避難の重要性</p> <p>6) <u>河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深，浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄</u></p> <p>7) <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>8) <u>自主防災組織等の地域での防災活動</u></p> <p>9) <u>要配慮者への支援協力</u></p> <p>10) <u>帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）</u></p> <p>11) <u>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</u></p> <p>12) <u>その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報</u></p> <p>(略)</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p>	<p>備考</p> <p>p. 43</p> <p>p. 45</p>

改定前	改定後	備考
<p>幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校においては，児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を<u>行ない</u>，防災に関する知識の普及啓発，防災意識の高揚を図る。</p> <p>指導内容としては，災害時の身体の安全確保の方法，災害時の助け合いの重要性，災害のしくみ，防災対策の現状などが<u>あげられ</u>，これらの教育にあたっては<u>地震体験車の活用をはじめとする体験的学習</u>を重視することとする。</p> <p>また，大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう，避難訓練の充実に努める。</p> <p>(2) 指導者に対する防災教育</p> <p>指導者のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 防災訓練計画</p> <p>(略)</p> <p>2 県，市町村及び防災関係機関等が実施する訓練</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 幼稚園，保育園，小学校，中学校，病院及び社会福祉施設等における訓練</p> <p>災害時の幼児，児童，生徒，傷病者，身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導</p>	<p>幼稚園，小学校，中学校，<u>義務教育学校</u>，高等学校及び特別支援学校においては，児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を<u>行い</u>，防災に関する知識の普及啓発，防災意識の高揚を図る。</p> <p>指導内容としては，災害時の身体の安全確保の方法，災害時の助け合いの重要性，災害のしくみ，防災対策の現状などが<u>挙げられ</u>，これらの教育に<u>当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習</u>を重視することとする。</p> <p>また，大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう，避難訓練の充実に努める。</p> <p>(2) 指導者に対する防災教育</p> <p>指導者のための手引書等の作成・配布及び<u>防災に関する</u>指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>2 県，市町村及び防災関係機関等が実施する訓練</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 幼稚園，保育園，小学校，中学校，<u>義務教育学校</u>，病院及び社会福祉施設等における訓練</p> <p>災害時の幼児，児童，生徒，傷病者，身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導す</p>	<p>p. 46</p>

改定前					改定後					備考
する。 (略) 第13節 防災組織等の活動体制整備計画 (略) 4 ボランティア組織の育成・連携 (1) 防災ボランティアの定義 (略)					る。 (略) 第13節 防災組織等の活動体制整備計画 (略) 4 ボランティア組織の育成・連携 (1) 防災ボランティアの定義 (略)					p. 49
区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	
一 般	炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	養成有り 登録有り	県 (保健福祉部) 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	一 般	炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	養成有り 登録有り	県 (保健福祉部) 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	
医 療 防 疫	医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士）	養成無し 登録無し	県 (保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会	医 療 防 疫	医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士）	養成無し 登録無し	県 (保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会	
語 学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県 (生活環境部)	国際交流協会	語 学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県 (知事直轄)	国際交流協会	
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県 (生活環境部)	県防災・危機管理課	アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県 (生活環境部)	県防災・危機管理課	
(略) 5 企業防災の促進 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次					(略) 5 企業防災の促進 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次					p. 53

改定前	改定後	備考
<p>災害の防止，事業の継続，地域貢献，地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，<u>予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて，防災活動の推進に努める。</u></p> <p>このため，国，県及び市町村は，こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる<u>事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。</u>さらに，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第14節 要配慮者支援計画</p> <p>（略）</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>第1 県</p>	<p>災害の防止，事業の継続，地域貢献，地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化<u>や取引先とのサプライチェーンの確保等，災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて，防災活動の推進に努める。</u></p> <p>このため，国，県及び市町村は，こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる<u>事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）策定等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。</u>さらに，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第14節 要配慮者支援</p> <p>（略）</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1節 組織</p> <p>第1 県</p>	<p></p> <p>p. 54</p> <p>p. 58</p>

改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>県災害対策本部の概要は、次のとおりである。</p> <p>(1)組織系統</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>県災害対策本部の概要は、次のとおりである。</p> <p>(1)組織系統</p> <p>(略)</p>	<p>p. 59</p>

改定前				改定後				備考	
(4) 配備体制				(4) 配備体制				p. 60	
体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置	体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置		
連絡配備	大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかが県下に発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員		連絡配備	大雨、洪水、暴風、高潮、暴風雪、大雪警報のいずれかが県下に発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催		
警戒体制（事前配備）	第1	連絡配備の体制をとった場合であって、被害が発生し、又は被害が予想される時。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催	警戒体制（事前配備）	第1	連絡配備の体制をとった場合であって、被害が発生し、若しくは発生が予想される時又は大雨特別警報が隣接県の県下に発表されかつ本県へ及ぼす影響が高いと生活環境部長が認められたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催
	第2	事前配備1の体制を取った場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想される時又はその他の状況により生活環境部長が必要と認められたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置		第2	事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想される時若しくは大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪特別警報のいずれかが県下に発表されたとき又はその他の状況により生活環境部長が必要と認められたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置
非常体制	第1	大規模な災害が発生するおそれがあるとき又はその他の状況により本部長が必要と認められたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制（職員の5分の1）	災害警戒本部または災害対策本部を設置	非常体制	第1	大規模な災害が発生するおそれがあるとき又はその他の状況により本部長が必要と認められたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制（職員の5分の1）	災害対策本部を設置
	第2	局地的災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認められたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制（職員の3分の1）	災害対策本部を設置		第2	局地的災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認められたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制（職員の3分の1）	災害対策本部を設置
	第3	県内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認められたとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制（職員の2分の1）			第3	県内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認められたとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制（職員の2分の1）	(注) 配備人員は、 <u>おおむね左記のとおり。</u>

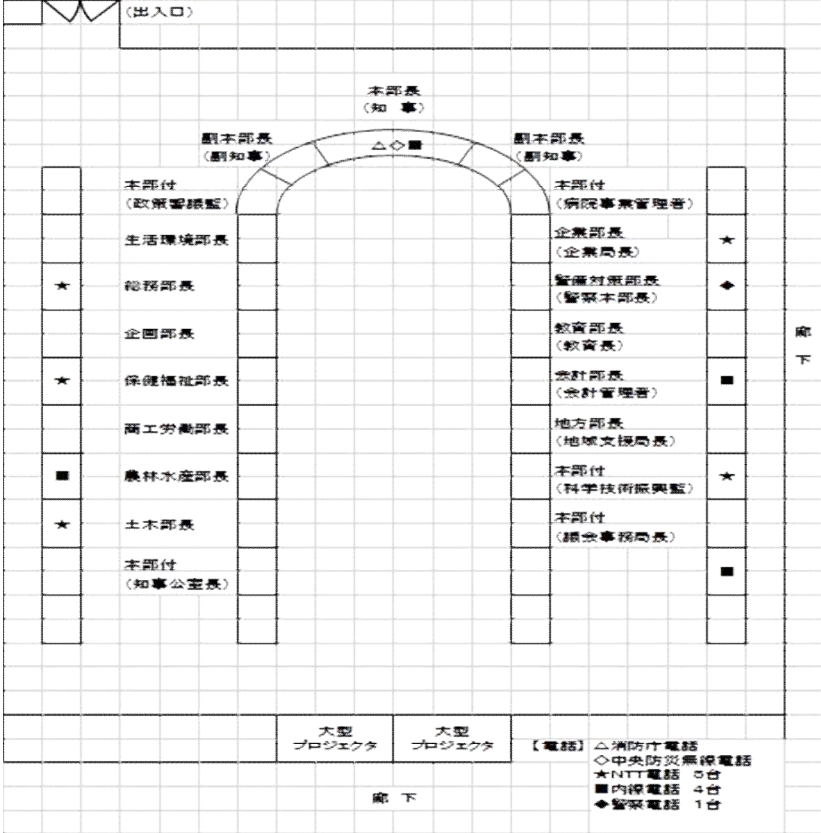
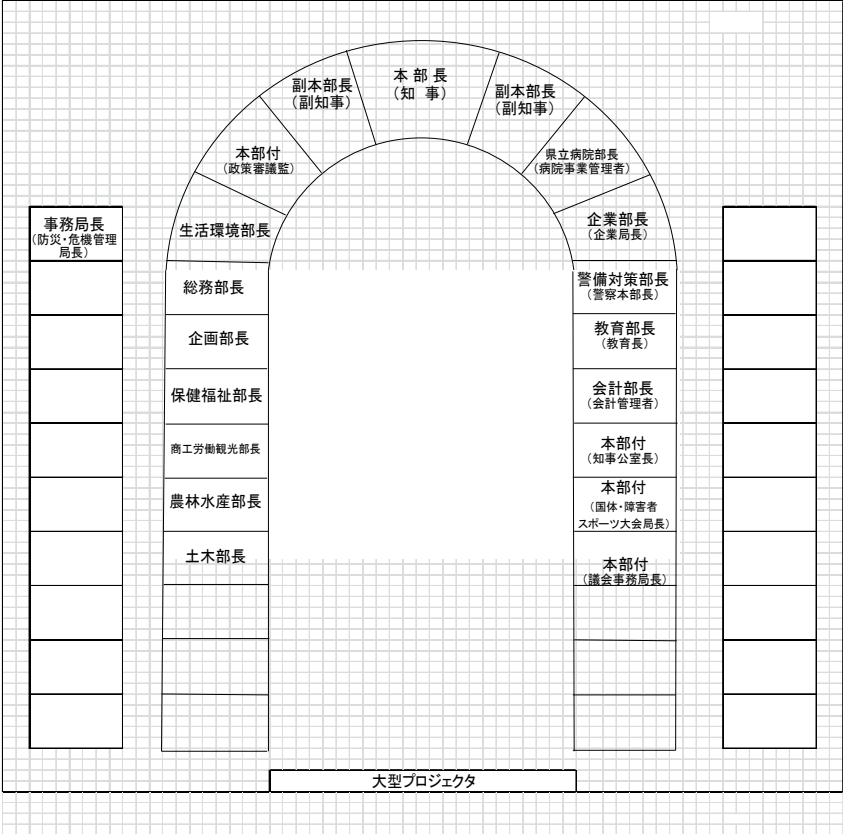
改定前	改定後	備考
<p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p>災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。</p> <p>① 現地災害対策本部の組織</p> <p>現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>② 現地災害対策本部の設置基準</p> <p>ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</p> <p>イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</p> <p>③ 現地災害対策本部の分掌事務</p> <p>ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</p> <p>イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</p> <p>(新規)</p>	<p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p>災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。</p> <p>① 現地災害対策本部の組織</p> <p>現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>② 現地災害対策本部の設置基準</p> <p>ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</p> <p>イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</p> <p>③ 現地災害対策本部の分掌事務</p> <p>ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</p> <p>イ 現地における災害応急対策の指揮、<u>指令及び実施</u>に関すること</p> <p>④ <u>現地災害対策本部への派遣</u></p> <p><u>組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。</u></p>	<p>p. 61</p>



改定前				改定後				備考
付表				付表				p. 61
部 局 名	事 前 配 備 体 制			部 局 名	事 前 配 備 体 制			
	事前配備 1	事前配備 2			事前配備 1	事前配備 2		
部 外	(略)	(略)		部 外	(略)	(略)		
総 務 部	(略)	(略)		総 務 部	(略)	(略)		
企 画 部	(略)	企画課	3	企 画 部	(略)	企画課	3	
		地域計画課	1			地域計画課	1	
		事業推進課	1			事業推進課	1	
		つくば地域振興課	1			つくば地域振興課	1	
		地域計画課ひたちなか整備室	1			地域計画課ひたちなか整備室	1	
生 活 環 境 部	(略)	生活文化課	10	生 活 環 境 部	(略)	生活文化課	4	
		環境政策課	4			環境政策課	4	
		環境対策課	4			環境対策課	4	
		防災・危機管理課	領			防災・危機管理課	領	
		消防安全課	領			消防安全課	領	
		原子力安全対策	1			原子力安全対策	1	
保 健 福 祉 部		厚生総務課	2	保 健 福 祉 部		厚生総務課	2	
		福祉指導課	1			福祉指導課	1	
		医療対策課	2			医療政策課	2	
		保健予防課	1			保健予防課	1	
商 工 労 働 部	(略)	(略)		商 工 労 働 観 光 部	(略)	(略)		
農 林 水 産 部	水産振興課	農業政策課	3	農 林 水 産 部	水産振興課 (大雪警報のときを除く)	農業政策課	3	
		農業経営課	1			農業経営課	1	
		林業課	1			林業課	1	
		水産振興課	2			水産振興課 (大雪警報のときを除く)	2	
		農村計画課	2			農村計画課	2	
土 木 部	道路建設課 道路維持課 河川課 港湾課	監理課	2	土 木 部	道路建設課 道路維持課 河川課 港湾課	監理課	2	
		道路建設課	2			道路建設課	2	
		道路維持課	4			道路維持課	4	
		河川課	9			河川課	9	
		港湾課	5			港湾課	5	

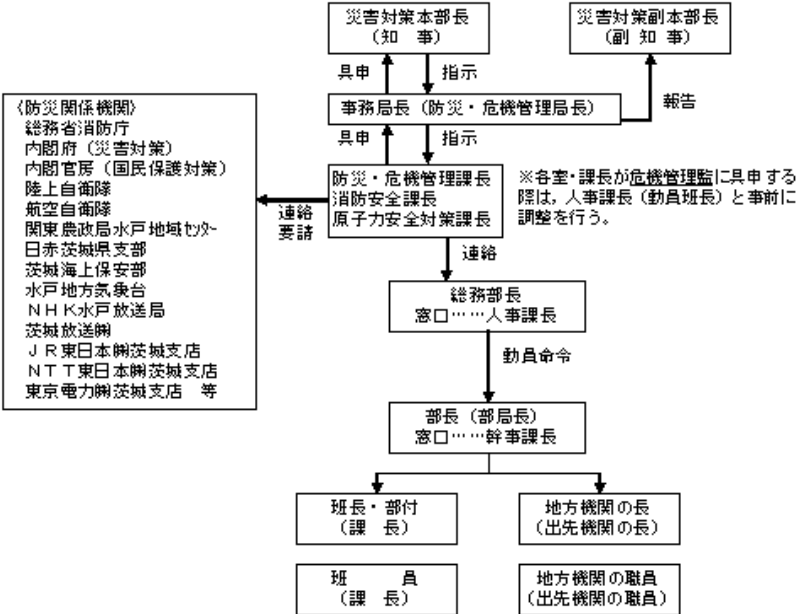
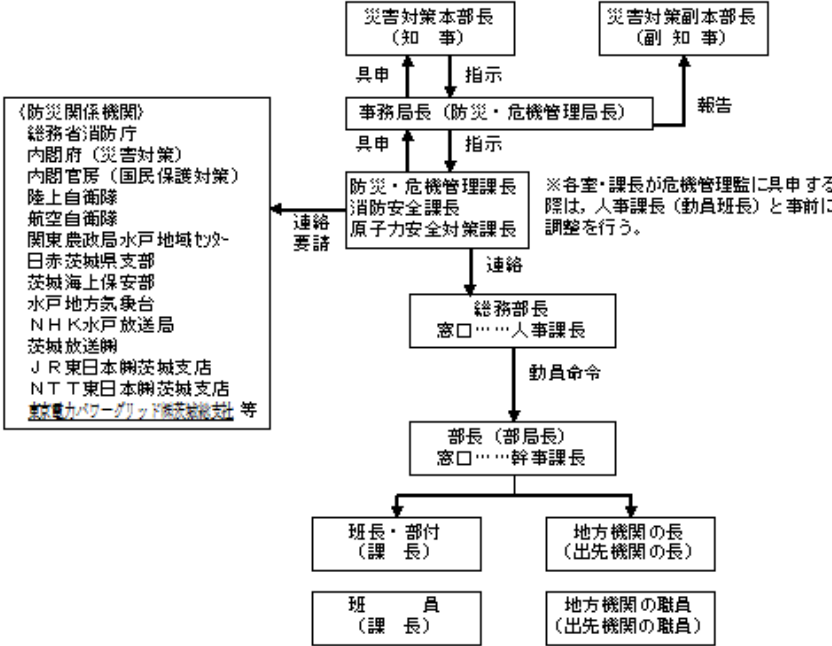
地域防災計画（風水害等対策計画編） 新旧対照表

改定前				改定後				備考
(土木・工事事務所 (工務所含む)) (港湾事務所) (下水道事務所)	公園街路課	3	公園街路課	5	(土木・工事事務所 (工務所含む)) (港湾事務所) (下水道事務所)	公園街路課	5	
	12土木・工事事務所(工務所含む) 各3人	36	下水道課	2		下水道課	3	
	2港湾事務所各3人	6	12土木・工事事務所(工務所含む)各4人	48		12土木・工事事務所(工務所含む)各4人	48	
			2港湾事務所各4人	8		2港湾事務所各4人	8	
			4下水道事務所各4人	16		2下水道事務所各4人	8	
		2浄水センター各4人	8			4浄化センター各4人	16	
		流域下水道水質管理センター	5			潮来浄化センター	2	
企業局 (水道事務所)	(略)	(略)	(略)	企業局 (水道事務所)	(略)	(略)	(略)	
県民センター		4県民センター各5人	20	病院局		経営管理課	2	
教育庁	(略)	(略)	(略)	県民センター		4県民センター各2人	8	
警察本部	(略)	(略)	(略)	教育庁	(略)	(略)	(略)	
				警察本部	(略)	(略)	(略)	

改定前	改定後	備考
<p>2 災害警戒本部 (略) 災害対策本部室 県庁舎6階</p>  <p>【電話】 △消防庁電話 ◇中央防災無線電話 ★NTT電話 5台 ■内線電話 4台 ◆警察電話 1台</p>	<p>2 災害警戒本部 (略) 〔災害対策本部設置の場合〕 災害対策本部室 県庁舎6階</p> 	<p>備考</p> <p>p. 63</p>

改定前	改定後	備考
	<p style="text-align: center;">〔災害警戒本部設置の場合〕</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部室 <span style="float: right;">県庁舎 6階</span></p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>The diagram shows the following structure:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Top (Semi-circle):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部付 防災・危機管理 局長</li> <li>本部長 (副知事)</li> <li>副本部長 (副知事)</li> <li>知事直轄 防災監</li> <li>病院局 防災監</li> </ul> </li> <li><b>Left Column (from top to bottom):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境部 防災監</li> <li>総務部 防災監</li> <li>企画部 防災監</li> <li>保健福祉部 防災監</li> <li>商工労働観光部 防災監</li> <li>農林水産部 防災監</li> <li>土木部 防災監</li> </ul> </li> <li><b>Right Column (from top to bottom):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業局 防災監</li> <li>警察本部 警備課長</li> <li>教育庁 防災監</li> <li>会計事務局 防災監</li> <li>国体・障害者スポーツ大会局 防災監</li> <li>議会事務局 次長</li> </ul> </li> <li><b>Bottom Center:</b> 大型プロジェクト</li> </ul> </div>	<p>p. 64</p>

改定前	改定後	備考
<p style="text-align: center;">茨城県災害対策室配置概要図</p> <p style="text-align: center;">(南側廊下)</p> <p style="text-align: center;">(北側廊下)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">茨城県災害対策室配置概要図</p> <p style="text-align: center;">(北側廊下)</p> <p style="text-align: center;">(南側廊下)</p> <p>(原庁舎6階)                  【設備面積】318㎡                  【電話機】内線32台 NTT22台 防災13台 原子力16台 警察2台 【FAX】NTT5台 防災1台 原子力3台                  【端末機器】50台                  【会議卓】65卓                  【椅子】125脚</p>	<p>備考</p> <p>p. 65</p>

改定前	改定後	備考
<p>第2節 動員計画</p> <p>災害応急対策活動に必要な人員を<b>把握</b>して、災害応急対策活動を確実にするための計画である。</p> <p>(略)</p> <p>2 職員の動員</p> <p>(略)</p> <p>(1) 動員の伝達系統</p> <p>動員の伝達系統を次に示す。</p> 	<p>第2節 動員</p> <p>災害応急対策活動に必要な人員を<b>把握</b>して、災害応急対策活動を確実にするための計画である。</p> <p>(略)</p> <p>2 職員の動員</p> <p>(略)</p> <p>(1) 動員の伝達系統</p> <p>動員の伝達系統を次に示す。</p> 	<p>備考</p> <p>p. 66</p> <p>p. 67</p>

改定前	改定後	備考																																																																																																																																	
<p>(2) 動員の伝達手段</p> <p>① 勤務時間中における動員の伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 使送による伝達</p> <p>(7) 庁内放送及び庁内電話が使用<u>出来ない</u>場合は、動員班長は、班員の使送により、次の動員伝達担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。伝達先は次の<u>通り</u>である。</p> <table border="1" data-bbox="188 675 963 1267"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害対策本部の部</th> <th rowspan="2">動員伝達担当課</th> <th rowspan="2">電話番号 (ダイヤル)</th> <th colspan="2">位 置</th> </tr> <tr> <th>県庁舎</th> <th>県警察本部庁舎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部</td><td>総務課</td><td>301-2235</td><td>7階</td><td>—</td></tr> <tr><td>企画部</td><td>企画課</td><td>301-2514</td><td>10階</td><td>—</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td>生活文化課</td><td>301-2819</td><td>12階</td><td>—</td></tr> <tr><td>保健福祉部</td><td>厚生総務課</td><td>301-3117</td><td>13階</td><td>—</td></tr> <tr><td>商工労働部</td><td>産業政策課</td><td>301-3520</td><td>16階</td><td>—</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td>農業政策課</td><td>301-3823</td><td>17階</td><td>—</td></tr> <tr><td>土木部</td><td>監理課</td><td>301-4321</td><td>19階</td><td>—</td></tr> <tr><td>会計部</td><td>会計管理課</td><td>301-4816</td><td>6階</td><td>—</td></tr> <tr><td>企業部</td><td>企業総務課</td><td>301-4915</td><td>21階</td><td>—</td></tr> <tr><td>教育部</td><td>教育総務課</td><td>301-5114</td><td>22階</td><td>—</td></tr> <tr><td>警備対策部</td><td>県警察本部</td><td>301-0110</td><td>—</td><td>9階</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 気象情報等計画</p> <p>気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集、</p>	災害対策本部の部	動員伝達担当課	電話番号 (ダイヤル)	位 置		県庁舎	県警察本部庁舎	総務部	総務課	301-2235	7階	—	企画部	企画課	301-2514	10階	—	生活環境部	生活文化課	301-2819	12階	—	保健福祉部	厚生総務課	301-3117	13階	—	商工労働部	産業政策課	301-3520	16階	—	農林水産部	農業政策課	301-3823	17階	—	土木部	監理課	301-4321	19階	—	会計部	会計管理課	301-4816	6階	—	企業部	企業総務課	301-4915	21階	—	教育部	教育総務課	301-5114	22階	—	警備対策部	県警察本部	301-0110	—	9階	<p>(2) 動員の伝達手段</p> <p>① 勤務時間中における動員の伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 使送による伝達</p> <p>(7) 庁内放送及び庁内電話が使用<u>できない</u>場合は、動員班長は、班員の使送により、次の動員伝達担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。伝達先は次の<u>とおり</u>である。</p> <table border="1" data-bbox="1059 675 1834 1299"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害対策本部の部</th> <th rowspan="2">動員伝達担当課</th> <th rowspan="2">電話番号 (ダイヤル)</th> <th colspan="2">位 置</th> </tr> <tr> <th>県庁舎</th> <th>県警察本部庁舎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部</td><td>総務課</td><td>301-2235</td><td>7階</td><td>—</td></tr> <tr><td>企画部</td><td>企画課</td><td>301-2514</td><td>10階</td><td>—</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td>生活文化課</td><td>301-2819</td><td>12階</td><td>—</td></tr> <tr><td>保健福祉部</td><td>厚生総務課</td><td>301-3117</td><td>13階</td><td>—</td></tr> <tr><td>商工労働観光部</td><td>産業政策課</td><td>301-3520</td><td>16階</td><td>—</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td>農業政策課</td><td>301-3823</td><td>17階</td><td>—</td></tr> <tr><td>土木部</td><td>監理課</td><td>301-4321</td><td>19階</td><td>—</td></tr> <tr><td>会計部</td><td>会計管理課</td><td>301-4816</td><td>6階</td><td>—</td></tr> <tr><td>企業部</td><td>企業総務課</td><td>301-4915</td><td>21階</td><td>—</td></tr> <tr><td>県立病院部</td><td>病院局経営管理課</td><td>301-6515</td><td>15階</td><td>—</td></tr> <tr><td>教育部</td><td>教育総務課</td><td>301-5114</td><td>22階</td><td>—</td></tr> <tr><td>警備対策部</td><td>県警察本部</td><td>301-0110</td><td>—</td><td>9階</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 気象情報等計画</p> <p>気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集、</p>	災害対策本部の部	動員伝達担当課	電話番号 (ダイヤル)	位 置		県庁舎	県警察本部庁舎	総務部	総務課	301-2235	7階	—	企画部	企画課	301-2514	10階	—	生活環境部	生活文化課	301-2819	12階	—	保健福祉部	厚生総務課	301-3117	13階	—	商工労働観光部	産業政策課	301-3520	16階	—	農林水産部	農業政策課	301-3823	17階	—	土木部	監理課	301-4321	19階	—	会計部	会計管理課	301-4816	6階	—	企業部	企業総務課	301-4915	21階	—	県立病院部	病院局経営管理課	301-6515	15階	—	教育部	教育総務課	301-5114	22階	—	警備対策部	県警察本部	301-0110	—	9階	<p>p. 68</p> <p>p. 69</p>
災害対策本部の部				動員伝達担当課	電話番号 (ダイヤル)	位 置																																																																																																																													
	県庁舎	県警察本部庁舎																																																																																																																																	
総務部	総務課	301-2235	7階	—																																																																																																																															
企画部	企画課	301-2514	10階	—																																																																																																																															
生活環境部	生活文化課	301-2819	12階	—																																																																																																																															
保健福祉部	厚生総務課	301-3117	13階	—																																																																																																																															
商工労働部	産業政策課	301-3520	16階	—																																																																																																																															
農林水産部	農業政策課	301-3823	17階	—																																																																																																																															
土木部	監理課	301-4321	19階	—																																																																																																																															
会計部	会計管理課	301-4816	6階	—																																																																																																																															
企業部	企業総務課	301-4915	21階	—																																																																																																																															
教育部	教育総務課	301-5114	22階	—																																																																																																																															
警備対策部	県警察本部	301-0110	—	9階																																																																																																																															
災害対策本部の部	動員伝達担当課	電話番号 (ダイヤル)	位 置																																																																																																																																
			県庁舎	県警察本部庁舎																																																																																																																															
総務部	総務課	301-2235	7階	—																																																																																																																															
企画部	企画課	301-2514	10階	—																																																																																																																															
生活環境部	生活文化課	301-2819	12階	—																																																																																																																															
保健福祉部	厚生総務課	301-3117	13階	—																																																																																																																															
商工労働観光部	産業政策課	301-3520	16階	—																																																																																																																															
農林水産部	農業政策課	301-3823	17階	—																																																																																																																															
土木部	監理課	301-4321	19階	—																																																																																																																															
会計部	会計管理課	301-4816	6階	—																																																																																																																															
企業部	企業総務課	301-4915	21階	—																																																																																																																															
県立病院部	病院局経営管理課	301-6515	15階	—																																																																																																																															
教育部	教育総務課	301-5114	22階	—																																																																																																																															
警備対策部	県警察本部	301-0110	—	9階																																																																																																																															

改定前	改定後	備考
<p>災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別警報・警報・注意報，その他気象情報の細分区域と運用</p> <p>(1) 注意報・警報の細分区域は，資料3－6のとおりである。</p> <p>(2) その他</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で，雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に，<u>都道府県単位</u>で発表する。この情報の有効期間は，発表から1時間である。</p> <p>(略)</p> <p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <p>水戸地方気象台は，常陸河川国道事務所・霞ヶ浦河川事務所・下館河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報(<u>はん濫</u>注意情報・<u>はん濫</u>警戒情報・<u>はん濫</u>危険情報・<u>はん濫</u>発生情報)を発表する。これらの洪水予報は，担当の河川(国道)事務所が茨城県(河川課)に通報し，土木事務所を通じて関係市町村に伝</p>	<p>災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別警報・警報・注意報，その他気象情報の細分区域と運用</p> <p>(1) 注意報・警報の細分区域は，資料3－6のとおりである。</p> <p>(2) その他</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で，雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に，<u>「茨城県北部」・「茨城県南部」</u>で発表する。この情報の有効期間は，発表から1時間である。</p> <p>(略)</p> <p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <p>水戸地方気象台は，常陸河川国道事務所・霞ヶ浦河川事務所・下館河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報(<u>氾濫</u>注意情報・<u>氾濫</u>警戒情報・<u>氾濫</u>危険情報・<u>氾濫</u>発生情報)を発表する。これらの洪水予報は，担当の河川(国道)事務所が茨城県(河川課)に通報し，土木事務所を通じて関係市町村に伝達するものと</p>	<p></p> <p>p. 70</p> <p>p. 73</p>



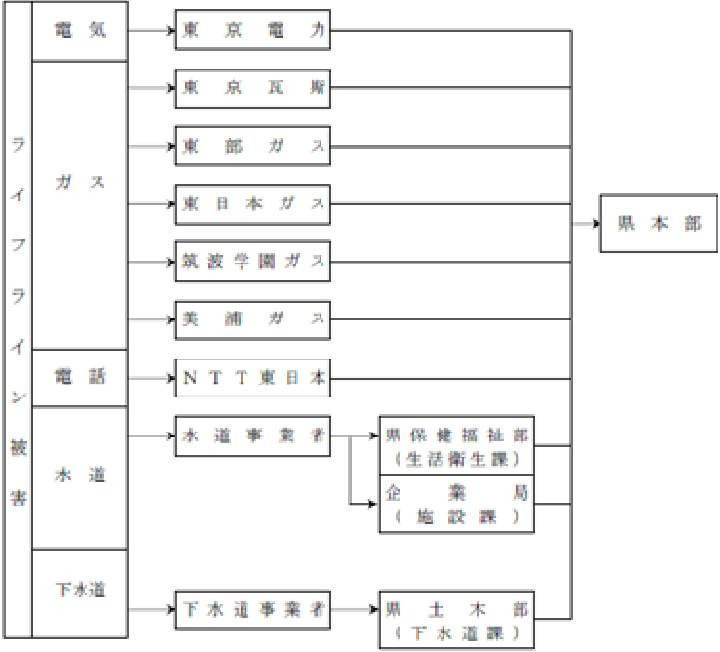
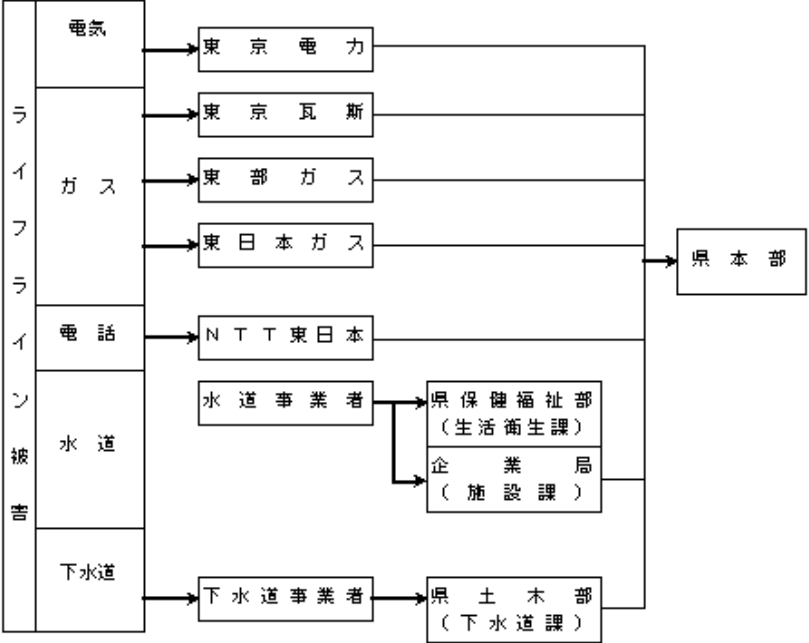
改定前			改定後			備考																																								
<p>達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p> <p>(略)</p> <p>国の機関が行なう洪水予報の伝達先(茨城県内関係のみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td>FAX又は専用電話</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> <td>専用回線FAX</td> </tr> <tr> <td>常陸河川国道事務所</td> <td rowspan="5">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県（生活環境部防災・危機管理課）</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊施設学校</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又はNTT西日本※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水戸地方気象台</td> <td>茨城県警察本部</td> <td>インターネット</td> </tr> <tr> <td>茨城放送</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 県が管理する河川の洪水予報</p> <p>茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p>			担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX又は専用電話	河川情報センター	専用回線FAX	常陸河川国道事務所	専用回線	県（生活環境部防災・危機管理課）	陸上自衛隊施設学校	NHK水戸放送局	NTT東日本又はNTT西日本※1	水戸地方気象台	茨城県警察本部	インターネット	茨城放送	※2	<p>する。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。<u>なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。</u></p> <p>(略)</p> <p>国の機関が行う洪水予報の伝達先(茨城県内関係のみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td>FAX又は専用電話</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> <td>FAX又は専用電話</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> <td>専用回線FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">水戸地方気象台</td> <td>常陸河川国道事務所</td> <td rowspan="5">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県（生活環境部防災・危機管理課）</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊施設学校</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又はNTT西日本※1</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td>インターネット</td> </tr> <tr> <td>茨城放送</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 県が管理する河川の洪水予報</p> <p>茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（<u>氾濫</u>注意情報・<u>氾濫</u>警戒情報・<u>氾濫</u>危険情報・<u>氾濫</u>発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報</p>			担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX又は専用電話	関係市町村	FAX又は専用電話	河川情報センター	専用回線FAX	水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線	県（生活環境部防災・危機管理課）	陸上自衛隊施設学校	NHK水戸放送局	NTT東日本又はNTT西日本※1	茨城県警察本部	インターネット	茨城放送	※2	<p>p. 74</p> <p>p. 75</p>
担当官署	伝達先	伝達方法																																												
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX又は専用電話																																												
	河川情報センター	専用回線FAX																																												
	常陸河川国道事務所	専用回線																																												
県（生活環境部防災・危機管理課）																																														
陸上自衛隊施設学校																																														
NHK水戸放送局																																														
NTT東日本又はNTT西日本※1																																														
水戸地方気象台	茨城県警察本部	インターネット																																												
	茨城放送	※2																																												
担当官署	伝達先	伝達方法																																												
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX又は専用電話																																												
	関係市町村	FAX又は専用電話																																												
	河川情報センター	専用回線FAX																																												
水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線																																												
	県（生活環境部防災・危機管理課）																																													
	陸上自衛隊施設学校																																													
	NHK水戸放送局																																													
	NTT東日本又はNTT西日本※1																																													
	茨城県警察本部	インターネット																																												
茨城放送	※2																																													

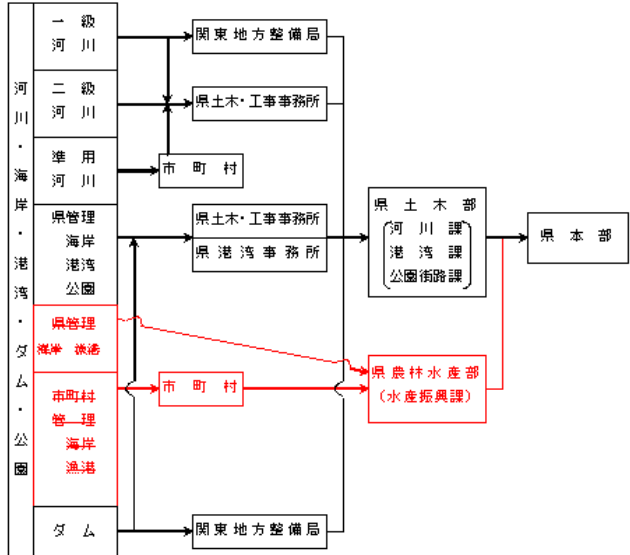
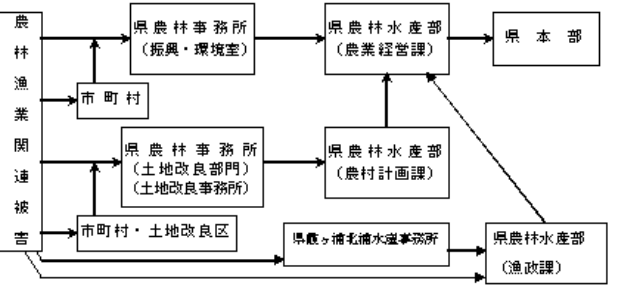
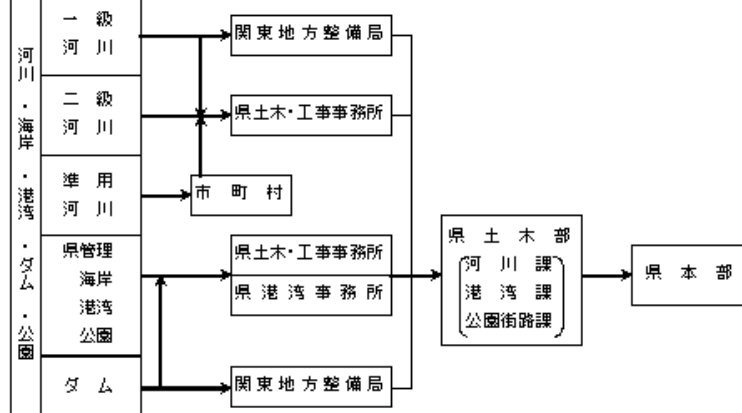
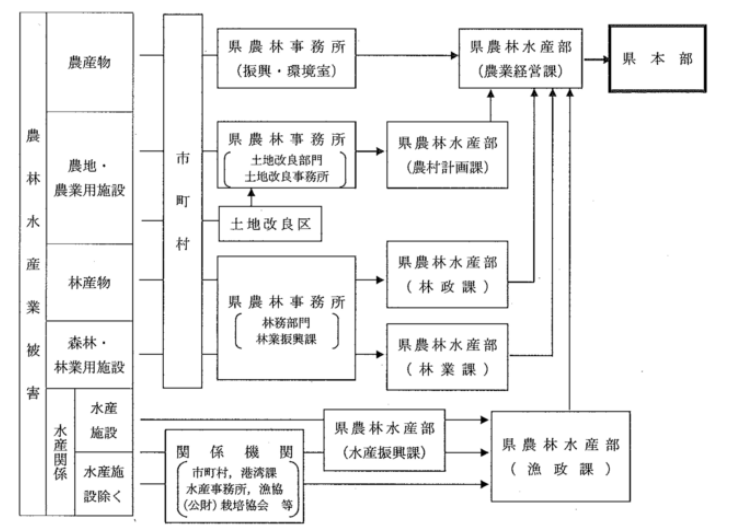
改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>伝達系統図（例：那珂川，久慈川）</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 気象庁通信系</li> <li>— 専用線</li> <li>— 公衆網</li> <li>— 専用電話</li> <li>— 加入電話線</li> <li>--- テレビ・ラジオ等</li> </ul>	<p>する。</p> <p>(略)</p> <p>伝達系統図（例：那珂川，久慈川）</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 気象庁通信系</li> <li>— 専用線</li> <li>— 公衆網</li> <li>— 専用電話</li> <li>— 加入電話線</li> <li>--- テレビ・ラジオ等</li> </ul>	<p>備考</p> <p>p. 76</p>
<p>第3 水位情報周知河川の水位情報等</p>	<p>第3 水位情報周知河川の水位情報等</p>	

改定前	改定後	備考								
<p>1 常陸河川国道事務所、霞ヶ浦河川工事事務所及び下館河川事務所は、それぞれが管理する水位情報周知河川について、河川の水位が避難判断水位に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。</p> <p>2 県（各土木事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が避難判断水位に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。 (略)</p> <p>第5 火災気象通報 水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。</p> <p>(1) 通報の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="170 874 965 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 874 309 922">実施官署</th> <th data-bbox="309 874 965 922">実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 922 309 1070">水戸地方気象台</td> <td data-bbox="309 922 965 1070">実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通報の対象地域 茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、<u>注意報・警報の細分区域</u>に基づく。 (略)</p> <p>第4節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>1 被害概況の把握 (1)～(2) (略)</p>	実施官署	実施基準	水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。	<p>1 常陸河川国道事務所、霞ヶ浦河川工事事務所及び下館河川事務所は、それぞれが管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（<u>氾濫危険水位</u>）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。</p> <p>2 県（各土木事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（<u>氾濫危険水位</u>）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。 (略)</p> <p>第5 火災気象通報 水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。</p> <p>(1) 通報の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="1032 874 1827 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="1032 874 1171 922">実施官署</th> <th data-bbox="1171 874 1827 922">実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 922 1171 1070">水戸地方気象台</td> <td data-bbox="1171 922 1827 1070">実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通報の対象地域 茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、<u>「北部」、「南部」、「県北地域」、「県央地域」、「鹿行地域」、「県南地域」、「県西地域」</u>を用いる。 (略)</p> <p>第4節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 被害概況の把握 (1)～(2) (略)</p>	実施官署	実施基準	水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。	<p>p. 77</p> <p>p. 78</p>
実施官署	実施基準									
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。									
実施官署	実施基準									
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。									

改定前	改定後	備考
<p>(3) 現地調査班の派遣                      災害による被害程度が相当のものと認められ、当該市町村での情報収集活動が十分におこなえないおそれがある場合には、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担わせる。重点的に調査すべき項目を次に示す。                      (略)</p> <p>2 被害情報・措置情報の収集・伝達                      (1) (略)                      (2) 情報収集伝達の方法                      被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として<u>防災情報システム</u>を利用して、「<u>茨城県被害情報等報告要領</u>」により行う。                      (略)</p> <p>(3) 情報伝達の流れ                      災害情報は、把握した防災関係機関から<u>防災情報システム</u>を利用して収集し、県災害対策本部において集約する。                      なお、県災害対策本部未設置段階では、生活環境部防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。</p> <p>(4) 各機関の情報収集・伝達活動                      1) 市町村の活動                      ① 市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「<u>茨城県被害情報等報告要領</u>」に基づき県の災害対策本部、その他必</p>	<p>(3) 現地調査班の派遣                      災害による被害程度が相当のものと認められ、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担わせる。重点的に調査すべき項目を次に示す。                      (略)</p> <p>2 被害情報・措置情報の収集・伝達                      (1) (略)                      (2) 情報収集伝達の方法                      被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として<u>災害情報共有システム</u>を利用して行う。                      (略)</p> <p>(3) 情報伝達の流れ                      災害情報は、把握した防災関係機関から<u>災害情報共有システム</u>を利用して収集し、県災害対策本部において集約する。                      なお、県災害対策本部未設置段階では、生活環境部防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。</p> <p>(4) 各機関の情報収集・伝達活動                      1) 市町村の活動                      ① 市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して<u>災害情報共有システ</u></p>	<p>p. 79</p> <p>p. 80</p>

改定前	改定後	備考
<p>要とする機関に対して<u>防災情報システム等</u>を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り<u>早く</u>報告するものとする。</p> <p>ア 市町村災害対策本部が設置されたとき</p> <p>イ <u>災害救助法</u>の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき</p> <p>ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき</p> <p>エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき</p> <p>(略)</p> <p>2) 県の活動</p> <p>① 県災害対策本部は、市町村からの報告をとりまとめ、<u>防災情報システム等</u>を利用して関係機関との情報の共有を図るとともに情報の保管を行う。</p> <p>(以下略)</p> <p>② 県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、<u>防災情報システム等</u>を利用して県災害対策本部に報告するとともに、同システム等を利用して関係機関との情報の共有</p>	<p><u>ム</u>を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り<u>分かる範囲内</u>でその<u>第一報</u>を報告するものとする。</p> <p>ア 市町村災害対策本部が設置されたとき</p> <p>イ <u>救助法</u>の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき</p> <p>ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき</p> <p>エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき</p> <p>(略)</p> <p>2) 県の活動</p> <p>① 県災害対策本部は、市町村からの報告をとりまとめ、<u>災害情報共有システム</u>を利用して関係機関との情報の共有を図るとともに情報の保管を行う。</p> <p>(略)</p> <p>② 県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、<u>災害情報共有システム</u>を利用して県災害対策本部に報告するとともに、同システムを利用して関係機関との情報の共有</p>	<p>p. 81</p>

改定前	改定後	備考
<p>有化を図る。 (略)</p> <p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法 発生する被害の種類によって関係する機関，伝達経路が異なるため，以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。</p> <p>1) ～ 3) (略)</p> <p>4) 情報収集・伝達系統 4 (ライフライン被害)</p> 	<p>化を図る。 (略)</p> <p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法 発生する被害の種類によって関係する機関，伝達経路が異なるため，以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。</p> <p>1) ～ 3) (略)</p> <p>4) 情報収集・伝達系統 4 (ライフライン被害)</p> 	

改定前	改定後	備考
<p>5) 情報収集・伝達系統5（河川，海岸，港湾，<u>漁港</u>，ダム，公園）</p>  <p>6) 情報収集・伝達系統6（農産物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地，<u>漁業被害</u>（<u>漁港等水産施設を除く</u>））</p> 	<p>5) 情報収集・伝達系統5（河川，海岸，港湾，ダム，公園）</p>  <p>6) 情報収集・伝達系統6（農産物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地，<u>漁業被害</u>）</p> 	<p>p. 83</p>

改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>3 国への報告</p> <p>(1) 消防庁への報告</p> <p>1) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じてその都度概要を報告するものとする。</p> <p>① 県及び市町村災害対策本部が設置されたとき</p> <p>② 災害救助法の適用基準に該当する程度の発生したとき</p> <p>③ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するとき</p> <p>④ 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるものまたは2都道府県以上またがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき。</p> <p>⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき</p> <p>(略)</p> <p>第5節 <u>通信計画</u></p> <p>県、市町村及び災害関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため相互に協力するものとする。</p> <p>なお、災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、公衆電気通信設備の利用又は他機関の有線・無線通信設備の使用（<u>災対法</u>第57条・79条）、<u>東日</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 国への報告</p> <p>(1) 消防庁への報告</p> <p>1) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じてその都度概要を報告するものとする。</p> <p>① 県及び市町村災害対策本部が設置されたとき</p> <p>② 災害救助法の適用基準に該当する程度の<u>災害</u>が発生したとき</p> <p>③ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するとき</p> <p>④ 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるものまたは2都道府県以上またがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき。</p> <p>⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき</p> <p>(略)</p> <p>第5節 <u>通信</u></p> <p>県、市町村及び災害関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため相互に協力するものとする。</p> <p>なお、災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、公衆電気通信設備の利用又は他機関の有線・無線通信設備の使用（<u>災対法</u>第57条・79条）、非常通</p>	<p>備考</p> <p>p. 84</p> <p>p. 85</p>



改定前	改定後	備考						
<p><u>本電信電話株式会社孤立防止対策用衛星電話</u>、非常通信、防災相互通信用無線電話、放送、使送及び自衛隊の通信支援により行う。</p> <p>1 公衆電気通信設備の利用</p> <p>災害時において加入電話が輻輳し、電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報等を利用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常・緊急通話の利用</p> <p>ア 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、<u>それでも困難な場合は次によるものとする。</u></p> <p>イ <u>原則的に「災害時優先電話」により、市外局番なしの「102」をダイヤルしオペレーターへ次のことを告げ通話を申し込むこととする。</u></p> <p>ウ <u>非常・緊急通話の内容及び利用し得る機関の範囲は、次表のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;">非常・緊急通話の内容等</p> <table border="1" data-bbox="154 1157 981 1337"> <thead> <tr> <th data-bbox="154 1157 203 1238">区分</th> <th data-bbox="203 1157 629 1238">通話の内容</th> <th data-bbox="629 1157 981 1238">機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="154 1238 203 1337">非常通話</td> <td data-bbox="203 1238 629 1337">1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項</td> <td data-bbox="629 1238 981 1337">気象機関相互間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	通話の内容	機関等	非常通話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間	<p>信、防災相互通信用無線電話、放送、使送及び自衛隊の通信支援により行う。</p> <p>1 公衆電気通信設備の利用</p> <p>災害時において加入電話が輻輳し、電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報等を利用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常・緊急通話の利用</p> <p>一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすい。</p> <p style="text-align: center;">(表削除)</p>	
区分	通話の内容	機関等						
非常通話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間						

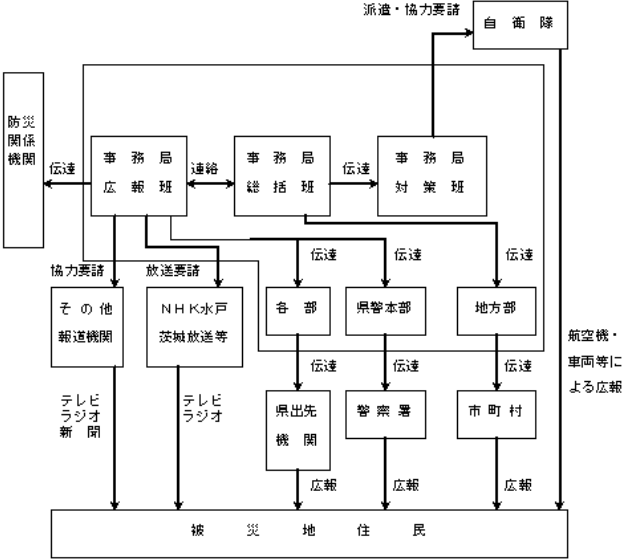
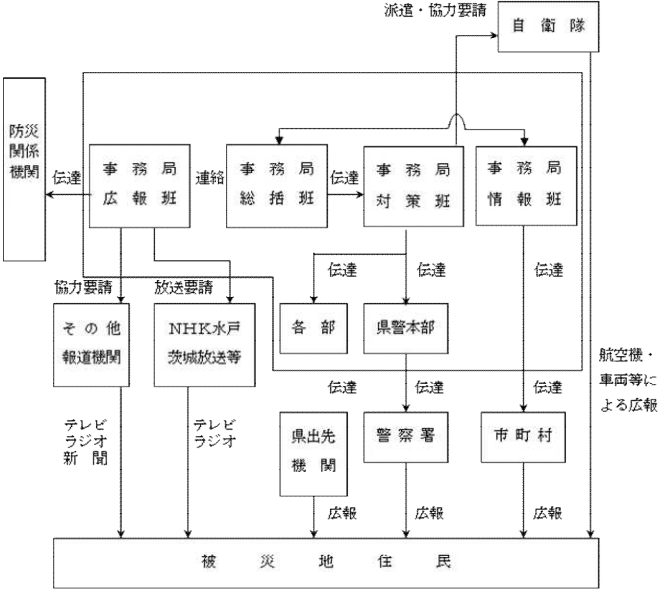
改定前		改定後	備考
2	洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	(表削除)	
	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間		
3	災害の予防又は救援のため緊急を要する事項		
	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間		
4	鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項		
	輸送の確保に直接関係がある機関相互間		
5	通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項		
	通信の確保に直接関係がある機関相互間		
6	電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項		
	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間		
7	秩序の維持のため緊急を要する事項		
	警察機関相互間（海上保安庁の機関を含む）防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間		
8	災害の予防又は救援のため必要な事項		
	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間		

改定前		改定後	備考	
緊急 通 話	1 火災，集团的疫病，交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し，又は発生するおそれがある場合において，その予防，救援，復旧等に関し，緊急を要する事項	(表削除)		
	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。）			
	2 治安の維持のため緊急を要する事項			(2) 緊急事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	(1) 警察機関相互間			
	(2) 犯罪が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間			
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し，緊急を要する事項	選挙管理機関相互間			
4 天災，事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記32に定める基準に該当する新聞社，放送事業者又は通信社の機関相互間			
5 水道，ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間			
(3) (略)				



改定前	改定後	備考																								
<p><u>に郡部において孤立地区の発生が予想される。このため東日本電信電話株式会社においては、孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）を駐在所、公民館等3か所に常置し、孤立防止を図っているので、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を活用し災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>ア NTT孤立防止対策用衛星電話の設置目的及び使用方法</u> <u>資料6-9のとおり。</u></p> <p><u>イ NTT孤立防止対策用衛星電話の設置場所</u> <u>資料6-8のとおり。</u></p> <p>(3) 非常通信の利用 ア 通信の内容 (略) (シ) <u>災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</u></p> <p>イ 取扱い無線局 (略) なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p>	<p>(2) 非常通信の利用 ア 通信の内容 (略) (シ) <u>救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</u></p> <p>イ 取扱い無線局 (略) なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。</p>	<p>p. 89</p> <p>p. 90</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京電力(株) 茨城支店</td> <td>茨城通信ネットワークセンター</td> <td>石岡市鹿の子1-13-8 0299(51)1516</td> <td>315-0005</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	(略)	(略)	(略)	(略)	東京電力(株) 茨城支店	茨城通信ネットワークセンター	石岡市鹿の子1-13-8 0299(51)1516	315-0005	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社</td> <td>茨城通信ネットワークセンター</td> <td>水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121</td> <td>310-0021</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	(略)	(略)	(略)	(略)	東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社	茨城通信ネットワークセンター	水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121	310-0021	
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																							
(略)	(略)	(略)	(略)																							
東京電力(株) 茨城支店	茨城通信ネットワークセンター	石岡市鹿の子1-13-8 0299(51)1516	315-0005																							
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																							
(略)	(略)	(略)	(略)																							
東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社	茨城通信ネットワークセンター	水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121	310-0021																							

改定前				改定後				備考
	運用総括グループ				運用総括グループ			
日本アマチュア無線連盟茨城県支部	支部長	那珂郡東海村舟石川821 029(282)1711	319-1111	日本アマチュア無線連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西 1-6-3 029-824-4451	300-0833	
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	
日立市天気相談所	所 長	日立市助川町 1-1-1 0294(22)5520	317-0065	日立市天気相談所	所 長	日立市助川町 1-1-1 0294(22)5520	317-0065	
N H K 水戸放送局	技 術	水戸市大町 3-4-4 029(232)9841	310-8567	N H K 水戸放送局	技 術	水戸市大町 3-4-4 029(232)9841	310-8567	
株式会社茨城放送	編 成 局	水戸市千波町 2084 029(244)2121	310-0851	株式会社茨城放送	編 成 局	水戸市千波町 2084 029(244)2121	310-0851	
日本赤十字社茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町 2551 029(241)4516	310-0914	日本赤十字社茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町 2551 029(241)4516	310-0914	
茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町 3-4-16 029(262)4304	311-1214	茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町 3-4-16 029(262)4304	311-1214	
文部科学省水戸原子力事務所	管理・無線係	水戸市愛宕町 4-1 029(224)3830	310-0054	日本原子力研究開発機構原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村白方白根 2-4 029(282)5111	319-1195	
日本原子力研究開発機構原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村白方白根 2-4 029(282)5111	319-1195	日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字村松 4-33 029(282)1111	319-1194	
日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字村松 4-33 029(282)1111	319-1194	日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター	総務課	東茨城郡大洗町成田町 4002 029(267)4141	311-1313	
日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター	総務課	東茨城郡大洗町成田町 4002 029(267)4141	311-1313	日本原子力発電株式会社東海発電所	総務室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方 1-1 029(282)1211	319-1198	
日本原子力発電株式会社東海発電所	総務室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方 1-1 029(282)1211	319-1198	(略)				
(略)				第6節 広報				
第6節 広報計画				流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広				
流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広								

改定前	改定後	備考
<p>報活動を実施する。</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広報手段</p>  <p style="text-align: center;">広報活動実施系統図</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 独自の手段による広報</p> <p>県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。</p> <p>その手段としては、次のようなものがある。</p> <p>① <u>災害情報共有システム（Lアラート）</u></p> <p>② 防災行政無線（同報系）</p>	<p>報活動を実施する。</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広報手段</p>  <p style="text-align: center;">広報活動実施系統図</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 独自の手段による広報</p> <p>県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。</p> <p>その手段としては、次のようなものがある。</p> <p>① <u>Lアラート</u></p> <p>② 防災行政無線（同報系）</p>	<p>備考</p> <p>p. 95</p> <p>p. 96</p>

改定前	改定後	備考
<p>③ インターネットメール，ツイッター等</p> <p>④ インターネットのホームページ</p> <p>⑤ 有線放送</p> <p>⑥ 防災ヘリコプターによる呼びかけ</p> <p>⑦ 広報車による呼びかけ</p> <p>⑧ ハンドマイク等による呼びかけ</p> <p>⑨ ビラの配布</p> <p>⑩ 立看板，掲示板</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 報道機関への対応</p> <p>1 (略)</p> <p>2 報道機関への発表</p> <p>(1) 災害に関する情報の報道機関への発表は，応急活動状況，災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち，災害対策本部長が必要と認める情報について，速やかに実施するものとする。</p> <p>(2) 発表は，原則として災害対策本部広報班長が実施するものとする。なお，必要に応じ各部において発表する場合は，あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし，発表後速やかにその内容について報告するものとする。</p> <p>(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は，原則として災害対策本部広報班長と協議の上実施するものとする。ただし，緊急を要する場合は，発表後速やかにその内容について報告する</p>	<p>③ インターネットメール，ツイッター等</p> <p>④ インターネットのホームページ</p> <p>⑤ 有線放送</p> <p>⑥ 防災ヘリコプターによる呼びかけ</p> <p>⑦ 広報車による呼びかけ</p> <p>⑧ ハンドマイク等による呼びかけ</p> <p>⑨ ビラの配布</p> <p>⑩ 立看板，掲示板</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 報道機関への対応</p> <p>1 (略)</p> <p>2 報道機関への発表</p> <p>(1) 災害に関する情報の報道機関への発表は，応急活動状況，災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち，災害対策本部長が必要と認める情報について，速やかに実施するものとする。</p> <p>(2) 発表は，原則として災害対策本部広報班長が実施するものとする。なお，必要に応じ各部において発表する場合は，あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし，発表後速やかにその内容について報告するものとする。</p> <p>(3) <u>市町村</u>，指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は，原則として災害対策本部広報班長と協議の上実施するものとする。ただし，緊急を要する場合は，発表後速やかにその内容について報</p>	<p>備考</p> <p>p. 96</p>



改定前	改定後	備考
<p>ものとする。</p> <p>(4) 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 消防活動計画</p> <p>本計画は災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため市町村が定める消防計画に基づき活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 水防計画</p> <p>水防は水防管理者及び知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行うものとする。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防御に関しては次に定めるところにより行う。</p> <p>1 水防の責任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の責任（水防法第3条の6）</p> <p>県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう次の水防事務を遂行しなければならない。</p> <p>ア 水防事務の調整及び円滑な実施をはかること</p> <p>イ 洪水予報の通知をすること</p> <p>ウ 水防信号を定めること</p> <p>エ 水防警報を発令すること</p>	<p>告するものとする。</p> <p>(4) 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 消防活動</p> <p>本計画は、<u>災害時</u>における消防活動を円滑、適切に実施するため市町村が定める消防計画に基づき活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 水防</p> <p>水防は、<u>水防管理者</u>及び知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行うものとする。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防御に関しては次に定めるところにより行う。</p> <p>1 水防の責任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の責任（水防法第3条の6）</p> <p>県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう次の水防事務を遂行しなければならない。</p> <p>ア 水防事務の調整及び円滑な実施をはかること</p> <p>イ 洪水予報の通知をすること</p> <p>ウ 水防信号を定めること</p> <p>エ 水防警報を発令すること</p>	<p></p> <p>p. 97</p> <p>p. 101</p> <p>p. 102</p>

改定前	改定後	備考
<p>オ 立退きを指示すること</p> <p>カ 水防上緊急を要する事項の指示をすること</p> <p>キ 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すること</p> <p>ク 勧告及び助言をすること</p> <p>ケ 水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資機材を整備補助すること</p> <p>コ 水防倉庫の設置及び水防訓練に要する資機材の費用に対し補助すること</p> <p>サ 水防に関し必要な報告をさせること</p> <p>シ 水防管理団体の依頼をうけて<u>県</u>は自衛隊の派遣を要請すること</p> <p>2 指定水防管理団体</p> <p>水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。</p> <p>(1) 潮来市</p> <p>(2) 稲敷地方広域市町村圏事務組合（龍ヶ崎市，利根町，河内町，稲敷市）</p> <p>(3) 利根川水系県南水防事務組合（取手市，牛久市，龍ヶ崎市，つくばみらい市，つくば市）</p> <p><u>(4) 飯沼反町水除堤水害予防組合（古河市，常総市，坂東市，八千代町）</u></p> <p>(5) 土浦市 (6) 古河市</p> <p>(7) 利根川栗橋流域水防事務組合（五霞町） (8) 境町</p>	<p>オ 立退きを指示すること</p> <p>カ 水防上緊急を要する事項の指示をすること</p> <p>キ 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すること</p> <p>ク 勧告及び助言をすること</p> <p>ケ 水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資機材を整備補助すること</p> <p>コ 水防倉庫の設置及び水防訓練に要する資機材の費用に対し補助すること</p> <p>サ 水防に関し必要な報告をさせること</p> <p>シ 水防管理団体の依頼をうけて自衛隊の派遣を要請すること</p> <p>2 指定水防管理団体</p> <p>水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。</p> <p>(1) 潮来市</p> <p>(2) 稲敷地方広域市町村圏事務組合（龍ヶ崎市，利根町，河内町，稲敷市）</p> <p>(3) 利根川水系県南水防事務組合（取手市，牛久市，龍ヶ崎市，つくばみらい市，つくば市）</p> <p>(4) 土浦市 (5) 古河市</p> <p>(6) 利根川栗橋流域水防事務組合（五霞町） (7) 境町</p>	

改定前	改定後	備考
<p>(9) 坂東市 (10) 筑西市 (11) 結城市 (12) 下妻市                      (13) 常総市 (14) つくば市 (15) 茨城町 (16) 那珂市                      (17) 常陸大宮市 (18) 神栖市 (19) 水戸市 (20) 常陸太田                      市                      (21) 城里町 (22) ひたちなか市 (23) 北茨城市 (24) 行方市                      (25) 日立市 (26) つくばみらい市 (27) 高萩市                      (28) 八千代町 (29) 東海村</p> <p>3 県の水防組織                      水防本部                      次の各号の予報及び警報が発せられたときから洪水の危険                      が解消されるまでの間、県に水防本部を設置し水防事務を処理                      する。なお、水防本部は県災害対策本部が設置されたときは県                      災害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務に当るものと                      する。</p> <p>(1) 法第 10 条第 1 項及び第 2 項による予報が発せられたと                      き。                      (2) 法第 16 条による水防警報が発せられたとき。                      (3) 気象業務法第 14 条の 2 による予報及び警報が発せられた                      とき。                      (4) 知事が水防上必要と認めたとき。                      (略)</p> <p>第 9 節 災害警備計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害警備本部の設置</p> <p>(1) 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、</p>	<p>(8) 坂東市 (9) 筑西市 (10) 結城市 (11) 下妻市                      (12) 常総市 (13) つくば市 (14) 茨城町 (15) 那珂市                      (16) 常陸大宮市 (17) 神栖市 (18) 水戸市 (19) 常陸太田                      市                      (20) 城里町 (21) ひたちなか市 (22) 北茨城市 (23) 行方市                      (24) 日立市 (25) つくばみらい市 (26) 高萩市                      (27) 八千代町 (28) 東海村</p> <p>3 県の水防組織                      水防本部                      次の各号の予報及び警報が発せられたときから洪水の危険が                      解消されるまでの間、県に水防本部を設置し水防事務を処理す                      る。なお、水防本部は県災害対策本部が設置されたときは県災                      害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務に当るものとす                      る。</p> <p>(1) 水防法第 10 条第 1 項及び第 2 項による予報が発せられた                      とき。                      (2) 水防法第 16 条による水防警報が発せられたとき。                      (3) 気象業務法第 14 条の 2 による予報及び警報が発せられた                      とき。                      (4) 知事が水防上必要と認めたとき。                      (略)</p> <p>第 9 節 災害警備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害警備本部の設置</p> <p>(1) 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、</p>	<p>p. 103</p> <p>p. 104</p>

改定前	改定後	備考
<p>警察本部に<u>災害警備本部</u>を設置するほか、警察署に<u>現地災害警備本部</u>を設置する。</p> <p>(2) <u>災害警備本部</u>の組織及び事務分掌は、別に定める「茨城県警察災害警備計画」による。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 交通計画</p> <p>(略)</p> <p>1 規制の種別等</p> <p>災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) <u>災害対策基本法</u>に基づく規制（同法第76条）</p> <p>災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 各機関別実施者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村本部</p> <p>市町村以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して規制をするいとまがないときは、市町村本部は<u>ただちに</u>警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市町村長が<u>災害対策基本法</u>第60条により避難の指示をし又は同法第63条により警戒区域を設定し、<u>立入</u>を制限し若しくは禁止し又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規</p>	<p>警察本部に<u>警備本部等</u>を設置するほか、警察署に<u>警察署警備本部等</u>を設置する。</p> <p>(2) 警備本部の組織及び事務分掌は、別に定める「茨城県警察災害警備計画」による。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 交通計画</p> <p>(略)</p> <p>1 規制の種別等</p> <p>災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>災対法</u>に基づく規制（同法第76条）</p> <p>災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 各機関別実施者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村本部</p> <p>市町村以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して規制をするいとまがないときは、市町村本部は<u>直ちに</u>警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市町村長が<u>災対法</u>第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、<u>立入り</u>を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行</p>	<p>備考</p> <p>p. 105</p> <p>p. 107</p>

改定前	改定後	備考
<p>制を行うものとする。</p> <p>(3) 警察関係機関</p> <p>道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、又は<u>災害対策基本法</u>第76条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し又は制限を行う場合の計画は次のとおりとする。</p> <p>ア 公安委員会の行う交通規制</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 公安委員会は、当該管轄区域内又はこれに隣接する若しくは近接する都県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法</u>第76条の規定に基づき緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限するものとする。この場合において公安委員会は災害地の実態、<u>道路および交通</u>の状況を<u>把握</u>するとともに、災害地を管轄する公安委員会、知事<u>または市町村長</u>と緊密に連絡して、通行の禁止又は制限に関する資料を収集し、適正な判断を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難計画</p> <p>1 計画方針</p> <p>災害に際し、危険地域にある<u>住民</u>を安全地域に避難させ人身被害の軽減を図る。<u>又</u>、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に<u>収容</u>し保護する。</p>	<p>うものとする。</p> <p>(3) 警察関係機関</p> <p>道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、又は<u>災対法</u>第76条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し、<u>又は制限</u>を行う場合の計画は次のとおりとする。</p> <p>ア 公安委員会の行う交通規制</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 公安委員会は、当該管轄区域内又はこれに隣接する若しくは近接する都県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、<u>災対法</u>第76条の規定に基づき緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限するものとする。この場合において公安委員会は災害地の実態、<u>道路及び交通</u>の状況を<u>把握</u>するとともに、災害地を管轄する公安委員会、知事<u>又は市町村長</u>と緊密に連絡して、通行の禁止又は制限に関する資料を収集し、適正な判断を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難</p> <p>1 方針</p> <p><u>市町村は</u>、災害に際し、<u>あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）</u>に基づき、<u>危険地域の住民等</u>を安全地域に避難させ、<u>人身被害の軽減</u>を図る。<u>また</u>、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、</p>	<p>p. 112</p>

改定前	改定後	備考
<p>さらに、市町村は、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を<u>はかる</u>ほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。</p> <p>なお、<u>避難所等</u>の指定については、地震災害対策計画編に準じるものとする。</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) <u>避難の勧告・指示・準備（要配慮者避難）</u>情報</p> <p><u>避難の勧告又は指示</u>を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>なお、県は、市町村から求めがあった場合、必要に応じ</p>	<p>寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に<u>受入れ保護</u>する。</p> <p><u>特に、避難準備・高齢者避難避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</u></p> <p><u>また、市町村は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u>さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を<u>図る</u>ほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、<u>指定避難所等</u>の指定については、地震災害対策計画編に準じるものとする。</p> <p>2 実施機関</p> <p>(2) <u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p><u>避難勧告等</u>を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>なお、県は、市町村から求めがあった場合、必要に応じ</p>	

改定前	改定後	備考
<p>て防災関係機関と協議の<u>うえ</u>、避難指示又は避難勧告の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。</p> <p>ア 市町村長（<u>災害対策基本法</u>第60条）</p> <p>イ 警察官又は海上保安官（<u>災害対策基本法</u>第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>ウ 水防管理者「市町村長、市町村水防事務管理者」（水防法第29条）</p> <p>エ 知事又はその命を受けた県職員（<u>災害対策基本法</u>第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）</p> <p>オ 災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官のいない場合に限る。自衛隊法第94条）</p> <p>また、市町村長は、<u>避難準備（要配慮者避難）情報</u>を適切に出すよう努める。</p> <p>(2) 避難所の設置</p> <p>ア 避難所の設置は、市町村長が実施する。ただし、<u>災害救助法</u>適用時に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>イ 当該市町村限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、</p>	<p>て防災関係機関と協議の<u>上</u>、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。</p> <p>ア 市町村長（<u>災対法</u>第60条）</p> <p>イ 警察官又は海上保安官（<u>災対法</u>第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>ウ 水防管理者「市町村長、市町村水防事務管理者」（水防法第29条）</p> <p>エ 知事又はその命を受けた県職員（<u>災対法</u>第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）</p> <p>オ 災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官のいない場合に限る。自衛隊法第94条）</p> <p>また、市町村長は、<u>あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するなどし、発災時に避難準備・高齢者等避難開始を適切に出すよう努める。</u></p> <p><u>なお、避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</u></p> <p>(2) 避難所の設置</p> <p>ア 避難所の設置は、市町村長が実施する。ただし、<u>救助法</u>適用時に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>イ 当該市町村限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、</p>	<p>p. 113</p>

改定前	改定後	備考
<p>その他関係機関の応援を得て実施するものとする。</p> <p>3 <u>避難の勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報</u>の内容</p> <p>避難の勧告・指示をする場合及び<u>避難準備（要配慮者避難）情報</u>を出す場合は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難（準備）が必要な地域</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) 避難（準備）の理由</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>4 避難措置の周知</p> <p><u>避難の勧告又は指示</u>を実施した者及び<u>避難準備（要配慮者避難）情報</u>を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>避難の措置を行うに<u>当たっては</u>、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織等の地域<u>コミュニティー</u>との協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを</p>	<p>その他関係機関の応援を得て実施するものとする。</p> <p>3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</u>の内容</p> <p>避難の勧告・<u>避難指示（緊急）</u>をする場合及び<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を出す場合は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難（準備）が必要な地域</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) 避難（準備）の理由</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>4 避難措置の周知</p> <p><u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>を実施した者及び<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>避難の措置を行うに<u>当たっては</u>、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織等の地域<u>コミュニティー</u>との協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防</p>	<p>p. 114</p>



改定前	改定後	備考
<p>防ぐよう努める。</p> <p>(2) 関係機関相互の連絡</p> <p>県，県警察本部，市町村，自衛隊及び海上保安部は，避難の措置を行ったときは，その内容を相互に連絡するものとする。</p> <p>なお，市町村長は<u>避難の勧告</u>，又は<u>指示</u>をしたとき及び<u>避難準備情報</u>を出したときは，速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難の誘導</p> <p>(1) 避難誘導の方法</p> <p>市町村，警察，その他が行う避難誘導は，住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。</p> <p>特に，要配慮者が迅速に避難できるよう，あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</p> <p>1) 避難経路は，できる限り危険な道路，橋，堤防，その他新たな災害発生場所を避け，安全な経路を選定すること。</p> <p>2) 危険な地点には標示，縄張りを行うほか，状況により誘導員を配置して安全を期すること。</p> <p>3) 自主防災組織，その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。</p> <p>4) 住民に対し，高齢者，乳幼児，小児，障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ，近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。</p> <p>5) 避難誘導は<u>収容先</u>での，救援物資の配給等を考慮して，で</p>	<p>ぐよう努める。</p> <p>(2) 関係機関相互の連絡</p> <p>県，県警察本部，市町村，自衛隊及び海上保安部は，避難の措置を行ったときは，その内容を相互に連絡するものとする。</p> <p>なお，市町村長は<u>避難勧告</u>又は<u>避難指示（緊急）</u>をしたとき及び<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を出したときは，速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難の誘導</p> <p>(1) 避難誘導の方法</p> <p>市町村，警察，その他が行う避難誘導は，住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。</p> <p>特に，要配慮者が迅速に避難できるよう，あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</p> <p>1) 避難経路は，できる限り危険な道路，橋，堤防，その他新たな災害発生場所を避け，安全な経路を選定すること。</p> <p>2) 危険な地点には標示，縄張りを行うほか，状況により誘導員を配置して安全を期すること。</p> <p>3) 自主防災組織，その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。</p> <p>4) 住民に対し，高齢者，乳幼児，小児，障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ，近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。</p> <p>5) 避難誘導は<u>受入れ先</u>での，救援物資の配給等を考慮して，</p>	<p>p. 115</p>

改定前	改定後	備考
<p>できれば町内会等の単位で行うこと。 （略）</p> <p>7 災害救助法による避難所の設置 <u>災害救助法</u>を適用した場合の避難所の設置は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 実施方法 避難所は、学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地、旅館、工場等の既存の建物を利用することとし、これらの中から「市町村地域防災計画」に定めた場所に<u>収容</u>し保護するものとする。 なお、既存の建物がない場合又は既存の建物だけでは<u>収容</u>できないときは、仮設物を設置し<u>収容</u>保護する。 （略）</p> <p>第12節 食糧供給計画</p> <p>1 <u>計画方針</u> （略）</p> <p>2 実施機関 (1) 食糧の供給は、市町村長が実施する。ただし、<u>災害救助法</u>適用時に知事が自ら行うことを妨げない。 （略）</p> <p>3 食糧の調達 (1)～(3)（略） (4)米穀の調達 ア（略）</p>	<p>できれば町内会等の単位で行うこと。 （略）</p> <p>7 災害救助法による避難所の設置 <u>救助法</u>を適用した場合の避難所の設置は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 実施方法 避難所は、学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地、旅館、工場等の既存の建物を利用することとし、これらの中から「市町村地域防災計画」に定めた場所に<u>受入れ</u>保護するものとする。 なお、既存の建物がない場合又は既存の建物だけでは<u>受入れ</u>できないときは、仮設物を設置し<u>受入れ</u>保護する。 （略）</p> <p>第12節 食糧供給</p> <p>1 方針 （略）</p> <p>2 実施機関 (1) 食糧の供給は、市町村長が実施する。ただし、<u>救助法</u>適用時に知事が自ら行うことを妨げない。 （略）</p> <p>3 食糧の調達 (1)～(3)（略） (4)米穀の調達 ア（略）</p>	<p></p> <p>p. 116</p> <p>p. 118</p>

改定前	改定後	備考
<p>イ 知事は、災害の状況等により必要と認める場合は、市町村長の要請に基づき、農林水産省<u>生産局長</u>に対し、応急用米穀の調達を要請し、必要量を確保する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ 市町村長は、交通通信の途絶によりイによる引渡しを受けられない場合は農林水産省<u>生産局長</u>に対し、応急用米穀の調達を要請し、必要量を確保する。この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>（以下略）</p> <p>第13節 衣料・生活必需品等供給計画</p> <p>1 計画方針</p> <p>（略）</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、市町村が実施する。ただし、<u>災害救助法適用時</u>に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>（略）</p> <p>第14節 給水計画</p> <p>1 計画方針</p> <p>（略）</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 飲料水の供給は、市町村長が実施する。ただし、<u>災害救助法適用時</u>に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>（略）</p> <p>第15節 要配慮者安全確保対策計画</p>	<p>イ 知事は、災害の状況等により必要と認める場合は、市町村長の要請に基づき、農林水産省<u>政策統括官</u>に対し、応急用米穀の調達を要請し、必要量を確保する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ 市町村長は、交通通信の途絶によりイによる引渡しを受けられない場合は農林水産省<u>政策統括官</u>に対し、応急用米穀の調達を要請し、必要量を確保する。この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>第13節 衣料・生活必需品等供給</p> <p>1 方針</p> <p>（略）</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、市町村が実施する。ただし、<u>救助法適用時</u>に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>（略）</p> <p>第14節 給水</p> <p>1 方針</p> <p>（略）</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 飲料水の供給は、市町村長が実施する。ただし、<u>救助法適用時</u>に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>（略）</p> <p>第15節 要配慮者安全確保対策</p>	<p></p> <p>p. 119</p> <p></p> <p>p. 122</p>

改定前	改定後	備考
<p>1 計画方針 (略)</p> <p>3 要配慮者への配慮 市町村は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>また、市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるように努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 外国人に対する安全確保対策 (1)～(2) (略) (3) 情報の提供 ① 避難所及び在宅の外国人への情報提供 県及び市町村は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。</p> <p>② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供 県及び市町村は、外国人に適正な情報を伝達するため、</p>	<p>1 方針 (略)</p> <p>3 要配慮者への配慮 市町村は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の提供等に努めるとともに、情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>また、市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるように努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 外国人に対する安全確保対策 (1)～(2) (略) (3) 情報の提供 ① 避難所及び在宅の外国人への情報提供 県及び市町村は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。</p> <p>② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供 県及び市町村は、外国人に適正な情報を伝達するため、</p>	<p>p. 124</p> <p>p. 126</p>

改定前	改定後	備考
<p>テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。 (新規)</p> <p>(略)</p> <p>第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 応急仮設住宅の設置</p> <p>災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図る。</p> <p>その他、地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じて実施するものとする。</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>災害のため住家が半焼又は半壊し、<u>自らの資力では応急修理ができない者</u>に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。</p> <p>(略)</p> <p>第17節 医療・助産計画</p> <p>1 計画方針</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法による医療及び助産</p>	<p>テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。</p> <p>③ <u>市町村や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供</u></p> <p><u>県は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市町村や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の提供</p> <p>災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図る。</p> <p>その他、地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じて実施するものとする。</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>災害のため住家が半焼又は半壊した者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。</p> <p>(略)</p> <p>第17節 医療・助産</p> <p>1 方針</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法による医療及び助産</p>	<p>備考</p> <p>p. 127</p> <p>p. 128</p>

改定前	改定後	備考
<p>災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 医療 ア～イ（略） ウ 医療の範囲及び費用の限度額 （ア）医療の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診察</li> <li>・ 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>・ 処置，手術，その他の治療及び施術</li> <li>・ 病院又は診療所への<u>収容</u></li> <li>・ 看護</li> </ul> <p>（略）</p> <p>第 18 節 防疫計画 1（略） 2 県の実施事項 (1) 県は、被災市町村の実情に応じ保健所職員をもって防疫班を編成し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）及び予防接種法（以下「予法」という。）に基づき次の事項を行う。</p> <p>ア 被害状況の調査指導及び市町村指導 イ 法に基づき就業制限，入院勧告を要する患者に対する措置 ウ <u>検病調査及び健康診断</u> エ 感染症の病原体に汚染された疑いのある物件の移動制限，移動禁止，消毒及び廃棄等の指示並びに消毒及び廃棄</p>	<p>救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 医療 ア～イ（略） ウ 医療の範囲及び費用の限度額 （ア）医療の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診察</li> <li>・ 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>・ 処置，手術，その他の治療及び施術</li> <li>・ 病院又は診療所への<u>受入れ</u></li> <li>・ 看護</li> </ul> <p>（略）</p> <p>第 18 節 防疫計画 1（略） 2 県の実施事項 (1) 県は、被災市町村の実情に応じ保健所職員をもって防疫班を編成し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）及び予防接種法（以下「予法」という。）に基づき次の事項を行う。</p> <p>ア 被害状況の調査指導及び市町村指導 イ 法に基づき就業制限，入院勧告を要する患者に対する措置 ウ <u>積極的疫学調査及び健康診断</u> エ 感染症の病原体に汚染された疑いのある物件の移動制限，移動禁止，消毒及び廃棄等の指示並びに消毒及び廃棄</p>	<p>p. 130</p>

改定前	改定後	備考
<p>等の実施</p> <p>オ 多人数の集合する場所（集団避難所）への予防上必要な設備の設置</p> <p>カ 清潔方法・消毒方法の指示及び消毒の実施</p> <p>キ 生活用水の使用制限、禁止及び市町村に対する用水供給の指示</p> <p>ク 臨時予防接種の実施または指示</p> <p>ケ そ族昆虫等駆除に係る区域の指定及び駆除の指示並びにその実施</p> <p>コ 厚生労働大臣に対する応援要請</p> <p>第19節 <u>清掃計画</u></p> <p>（略）</p> <p>第1 市町村の措置</p> <p>1 状況の把握及び<u>清掃計画</u></p> <p>災害が発生した場合、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、<u>予め定める清掃計画に基づき仮設便所の設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、住民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。</u></p> <p>2 協力要請</p> <p><u>状況により、住民自らによる処理、又は集積場所への運搬等住民に対し協力を求めるとともに管内清掃事業者、土木、運送事業者の協力又は近隣市町村の応援を要請する。</u></p> <p><u>なお、近隣市町村等の応援又は協力が得られない場合は、県に対し他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力</u></p>	<p>等の実施</p> <p>オ 多人数の集合する場所（集団避難所）への予防上必要な設備の設置</p> <p>カ 清潔方法・消毒方法の指示及び消毒の実施</p> <p>キ 生活用水の使用制限、禁止及び市町村に対する用水供給の指示</p> <p>ク 臨時予防接種の実施または指示</p> <p>ケ そ族昆虫等駆除に係る区域の指定及び駆除の指示並びにその実施</p> <p>コ 厚生労働大臣に対する応援要請</p> <p>第19節 <u>災害廃棄物の処理</u></p> <p>（略）</p> <p>第1 市町村の措置</p> <p>1 状況の把握及び<u>災害廃棄物の処理</u></p> <p>災害が発生した場合、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、<u>あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理の主体として、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。</u></p> <p>2 協力要請</p> <p><u>市町村は、災害廃棄物処理に単独で対応しきれない場合は、近隣の市町村へ支援を求め、連携して対応する。</u></p> <p><u>県は、市町村からの要請を受けた場合又は被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、市町村の行う災害廃棄物処理について支援を行う。</u></p>	<p>備考</p> <p>p. 131</p>

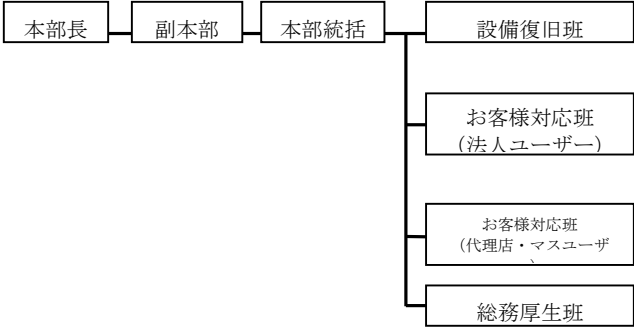
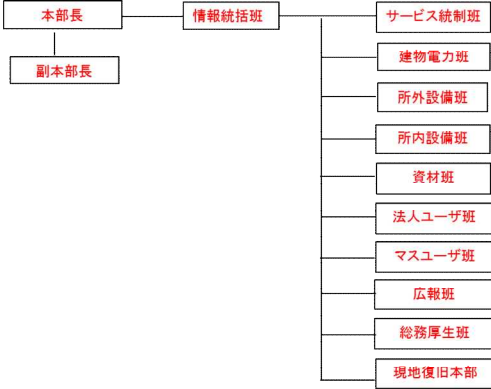
改定前	改定後	備考
<p><u>についてあつせんを要請する。</u></p> <p><u>3 臨時の措置</u></p> <p><u>廃棄物の処理について処理能力を越え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。</u></p> <p>第2 県の措置</p> <p>県は、<u>被害状況を勘案し、広域的かつ迅速適切な清掃が確保されるように、市町村相互間の応援、廃棄物処理業者の団体及び関係機関等に対する協力要請等に関し必要な連絡調整及び指導を行う。</u></p> <p>第3 清掃施設</p> <p>(略)</p> <p>第20節 死体の搜索及び処理埋葬計画</p> <p>1 計画方針</p> <p>(略)</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 死体の搜索、埋葬は、市町村長が実施する。ただし、<u>災害</u></p>	<p>第2 県の措置</p> <p>県は、<u>被災市町村に対して災害廃棄物の処理に係る技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他都道府県との広域的な支援体制を構築し、連携して処理全体の進捗管理に努める。</u></p> <p><u>第3 風水害による災害廃棄物の留意点</u></p> <p><u>水害による災害廃棄物は、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することから、早急に被災家屋等から搬出する必要がある。</u></p> <p><u>また、竜巻等の風害では、災害廃棄物が散乱するという特徴がある。危険物・有害物等が混入しているおそれがあるため、収集運搬、分別、保管、処分の際、これらに留意する必要がある。</u></p> <p>第4 清掃施設</p> <p>(略)</p> <p>第20節 死体の搜索及び処理埋葬</p> <p>1 方針</p> <p>(略)</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 死体の搜索、埋葬は、市町村長が実施する。ただし、<u>救助</u></p>	<p>p. 132</p>



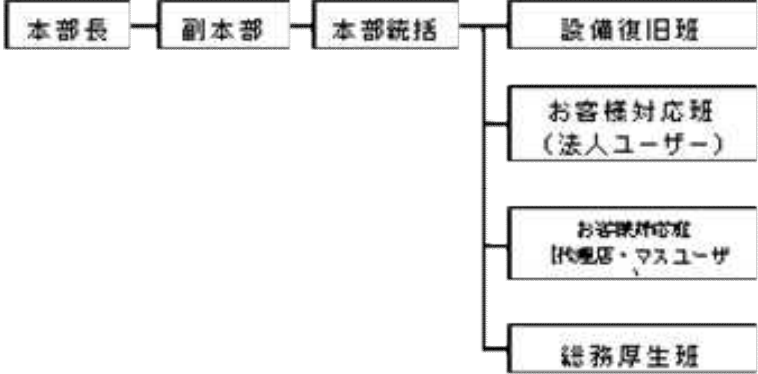
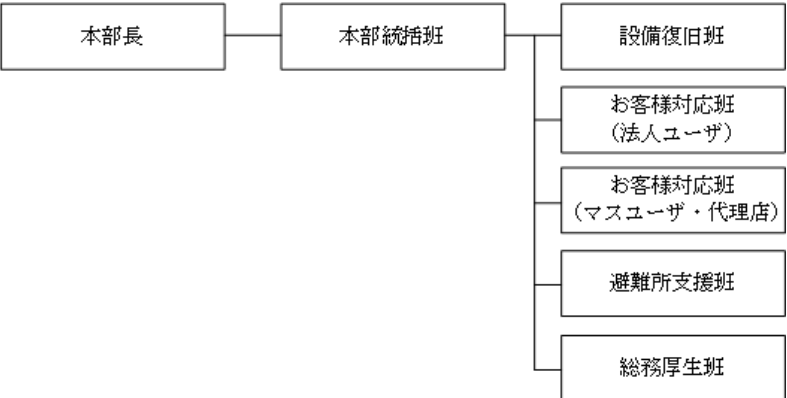
改定前	改定後	備考
<p>救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(2) 死体の処理は、市町村長が実施するものとする。ただし、<u>災害救助法</u>を適用したときは知事及び市町村長が行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬</p> <p><u>災害救助法</u>を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等による<u>が</u>その概要は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第21節 障害物の除去計画</p> <p>1 計画方針</p> <p>(略)</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 障害物の除去は、市町村長が実施する。ただし、<u>災害救助法</u>適用時に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(略)</p> <p>3 障害物の除去</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路関係障害物の除去</p> <p>各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に実施するため、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、各道路管理者間の情報交換を緊密に行うものとする。</p> <p>(3) 河川・港湾・漁港関係障害物の除去</p> <p>河川、港湾、及び漁港管理者は、所管する河川、港湾、漁</p>	<p><u>法</u>適用時に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(2) 死体の処理は、市町村長が実施するものとする。ただし、<u>救助法</u>を適用したときは知事及び市町村長が行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬</p> <p><u>救助法</u>を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等による<u>が</u>、その概要は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第21節 障害物の除去</p> <p>1 方針</p> <p>(略)</p> <p>2 実施機関</p> <p>(1) 障害物の除去は、市町村長が実施する。ただし、<u>救助法</u>適用時に知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(略)</p> <p>3 障害物の除去</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路関係障害物の除去</p> <p>各道路管理者（<u>港湾管理者及び漁港管理者含む。</u>）は、緊急輸送道路の確保を最優先に実施するため、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、各道路管理者間の情報交換を緊密に行うものとする。</p> <p>(3) 河川・港湾・漁港関係障害物の除去</p> <p>河川、港湾、及び漁港管理者は、所管する河川、港湾、漁</p>	<p></p> <p>p. 133</p> <p>p. 135</p>

改定前	改定後	備考
<p>港区域内の航路等について沈船，漂流物等障害物の状況を把握し，船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。 （略）</p> <p>第22節 輸送計画</p> <p>1 （略）</p> <p>2 海上輸送計画</p> <p>(1) 応急海上輸送</p> <p>関東運輸局茨城運輸支局及び鹿島海事事務所は，災害時に陸上交通機関が途絶し，被災者・救援物資等の海上輸送を必要とする場合において，本部長の要請に基づき応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）の<u>あつ旋</u>等について協力するものとする。</p> <p>(2) 配備計画</p> <p>応急海上輸送体制を確保するための配備計画は，下記によるものとする。</p> <p>ア 船 舶</p> <p>関東運輸局茨城運輸支局及び鹿島海事事務所は災害対策要領の定めるところによる。</p> <p>イ 造船所</p> <p>平時から関係事業者と連携を保ち修理能力等の現況を<u>は</u>握しておくものとする。</p> <p>(3) 第三管区海上保安本部の協力</p> <p>第三管区海上保安本部は，災害発生に伴い県が緊急に船舶・ヘリコプター等の必要が生じたときは，県からの要請に基づき，巡視船艇及びヘリコプター等の供給に協力するもの</p>	<p>港区域内の航路等について沈船，漂流物等障害物の状況を把握し，船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。 （略）</p> <p>第22節 輸送</p> <p>1 （略）</p> <p>2 海上輸送計画</p> <p>(1) 応急海上輸送</p> <p>関東運輸局茨城運輸支局及び鹿島海事事務所は，災害時に陸上交通機関が途絶し，被災者・救援物資等の海上輸送を必要とする場合において，本部長の要請に基づき応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）の<u>あつせ</u><u>ん</u>等について協力するものとする。</p> <p>(2) 配備計画</p> <p>応急海上輸送体制を確保するための配備計画は，下記によるものとする。</p> <p>ア 船 舶</p> <p>関東運輸局茨城運輸支局及び鹿島海事事務所は災害対策要領の定めるところによる。</p> <p>イ 造船所</p> <p>平時から関係事業者と連携を保ち修理能力等の現況を<u>把</u>握しておくものとする。</p> <p>(3) 第三管区海上保安本部・<u>茨城海上保安部</u>の協力</p> <p>第三管区海上保安本部<u>及び茨城海上保安部</u>は，災害発生に伴い県が緊急に船舶・ヘリコプター等の必要が生じたときは，県からの要請に基づき，巡視船艇及びヘリコプター等の供給に協力するもの</p>	<p>備考</p> <p>p. 137</p> <p>p. 138</p>

改定前	改定後	備考
<p>とする。</p> <p>(略)</p> <p>第24節 <u>文教対策計画</u></p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急教育</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教科書・学用品等の給与</p> <p>(1) 市町村は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を<u>そう失又はき損し</u>，就学上支障をきたしている<u>小・中学校の児童生徒等</u>に対して学用品等を給与するよう努めるものとする。</p> <p>なお、<u>災害救助法</u>が適用された場合の学用品等の給与についての対象者，期間及び費用の限度額については，茨城県災害救助法施行細則による。</p> <p>(略)</p> <p>第25節 <u>自衛隊に対する災害派遣要請計画</u></p> <p>(略)</p> <p>第26節 <u>他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画</u></p> <p>(略)</p> <p>第27節 農地農業計画</p> <p>(略)</p> <p>第28節 <u>電力施設の復旧計画</u></p> <p><u>東京電力株式会社茨城支店地域内に於いて災害が発生した</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第24節 <u>児童生徒等の安全確保・応急教育等</u></p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急教育</p> <p>1 (略)</p> <p>2 教科書・学用品等の給与</p> <p>(1) 市町村は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を<u>喪失又は損傷</u>し，就学上支障を来している<u>小学校，中学校及び義務教育学校の児童生徒等</u>に対して学用品等を給与するよう努めるものとする。</p> <p>なお、<u>救助法</u>が適用された場合の学用品等の給与についての対象者，期間及び費用の限度額については，茨城県災害救助法施行細則による。</p> <p>(略)</p> <p>第25節 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>第26節 <u>応援・受援</u></p> <p>(略)</p> <p>第27節 農地農業計画</p> <p>(略)</p> <p>第28節 電力施設の復旧</p> <p><u>東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社県域において災</u></p>	<p></p> <p>p. 139</p> <p></p> <p>p. 152</p> <p></p> <p>p. 158</p>

改定前	改定後	備考																
<p>場合は電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保をはかるため下記に基づき対策を講ずるものとする。 (略)</p> <p>第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。</p> <p>1 組織（茨城支店災害対策本部） 東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図</p>  <p>2 各班の分担 (1) 茨城支店災害対策本部</p> <table border="1" data-bbox="197 1177 981 1425"> <thead> <tr> <th></th> <th>主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・本部業務の統括，本部員の指揮統括に関すること ・災害対策及び災害復旧に関する基本方針の決定に関すること ・災害対策本部設置及び重要機関への携帯電話の貸し出しに関すること</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>・本部長の補佐及び本部長不在時代行，各班の指揮・統括に関すること</td> </tr> <tr> <td>本部統括班</td> <td>・県・市町村災害対策本部との情報連絡に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>		主な業務内容	本部長	・本部業務の統括，本部員の指揮統括に関すること ・災害対策及び災害復旧に関する基本方針の決定に関すること ・災害対策本部設置及び重要機関への携帯電話の貸し出しに関すること	副本部長	・本部長の補佐及び本部長不在時代行，各班の指揮・統括に関すること	本部統括班	・県・市町村災害対策本部との情報連絡に関するこ	<p>害が発生した場合は、電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保を図るため、下記に基づき対策を講ずるものとする。 (略)</p> <p>第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。</p> <p>1 組織（茨城支店災害対策本部） 東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図</p>  <p>2 各班の分担 (1) 茨城支店災害対策本部</p> <table border="1" data-bbox="1021 1177 1861 1425"> <thead> <tr> <th></th> <th>主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>本部業務を統括，本部員の指揮・統括に関すること</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>本部長の補佐及び本部長不在時代行，各事業部門の指揮・統括に関すること</td> </tr> <tr> <td>情報統括班</td> <td>本部の運営・調整に関すること 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		主な業務内容	本部長	本部業務を統括，本部員の指揮・統括に関すること	副本部長	本部長の補佐及び本部長不在時代行，各事業部門の指揮・統括に関すること	情報統括班	本部の運営・調整に関すること 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること	<p>備考</p> <p>p. 160</p>
	主な業務内容																	
本部長	・本部業務の統括，本部員の指揮統括に関すること ・災害対策及び災害復旧に関する基本方針の決定に関すること ・災害対策本部設置及び重要機関への携帯電話の貸し出しに関すること																	
副本部長	・本部長の補佐及び本部長不在時代行，各班の指揮・統括に関すること																	
本部統括班	・県・市町村災害対策本部との情報連絡に関するこ																	
	主な業務内容																	
本部長	本部業務を統括，本部員の指揮・統括に関すること																	
副本部長	本部長の補佐及び本部長不在時代行，各事業部門の指揮・統括に関すること																	
情報統括班	本部の運営・調整に関すること 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること																	

改定前		改定後		備考
	と ・被害状況の把握と速報、各班との連携と統制に関する事	サービス統制班	電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関する事 災害対策機器の設置運用に関する事	p. 161
設備復旧班	・通信設備被害状況の把握と応急復旧に関する事 ・移動電源車、移動無線基地局車の設置、運用に関する事	建物電力班	電力設備、空調設備の状況（被災及び復旧）に関する事 建物（電気通信ビル）の状況（被災及び復旧）に関する事	
お客様対応班 (法人ユーザー)	・法人ユーザーの対応に関する事 ・避難所での無料充電サービスの要請・交渉に関する事	所外設備班	応急復旧に関する事 -- 現場調査に関する事 --	
お客様対応班 (代理店、マスメンバ-)	・お客様の安全確保及びお客様窓口の被災状況把握等に関する事。 ・臨時お客様窓口及び電話受付に関する事。	所内設備班	応急復旧に関する事 -- 現場調査に関する事 --	
総務厚生班	・通話利用状況及び復旧に関する利用者、報道への周知に関する事 ・復旧活動の後方支援（食料・宿泊施設、衛生、救護等）に関する事	資材班	調達に関する事 -- 緊急輸送に関する事 --	
		法人ユーザー班	ユーザー情報の収集及び意向調査に関する事 重要ユーザー等の復旧優先調整に関する事	
		マスメンバ-班	災害時用公衆電話のニーズ把握、お客様案内及び提供状況に関する事 利用者の利便に関する事項の指導に関する事	
		広報班	社内外広報に関する事 - お客様の声の収集等に関する事	
		総務厚生班	社員の安否・住宅被災調査、その措置に関する事 後方支援活動に関する事 -	
		現地復旧本部	現地応急復旧に関する事 自対策組織の情報取りまとめに関する事	
<p>第30節 株式会社N T T ドコモ茨城支店の非常災害対策計画 管内において災害が発生した場合は、電気通信設備被害の早期復旧を計るための計画である。</p> <p>1 組織（株式会社N T T ドコモ茨城支店災害対策本部組織図）</p>		<p>第30節 株式会社N T T ドコモ茨城支店の非常災害対策計画 管内において災害が発生した場合は、電気通信設備被害の早期復旧を計るための計画である。</p> <p>1 組織（株式会社N T T ドコモ茨城支店災害対策本部組織図）</p>		

改定前	改定後	備考																																
																																		
<p>2 各班の役割</p>	<p>2 各班の役割</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 726 333 758"></th> <th data-bbox="338 726 994 758">主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 761 333 917">本部長</td> <td data-bbox="338 761 994 917"> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部業務の統括，本部員の指揮統括に関すること</li> <li>災害対策及び災害復旧に関する基本方針の決定に関すること</li> <li>災害対策本部設置及び重要機関への携帯電話の貸し出しに関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 920 333 981">副本部長</td> <td data-bbox="338 920 994 981"> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の補佐及び本部長不在代行，各班の指揮・統括に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 984 333 1045">本部統括班</td> <td data-bbox="338 984 994 1045"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村災害対策本部との情報連絡に関すること</li> <li>被害状況の把握と速報，各班との連携と統制に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1048 333 1109">設備復旧班</td> <td data-bbox="338 1048 994 1109"> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信設備被害状況の把握と応急復旧に関すること</li> <li>移動電源車，移動無線基地局車の設置，運用に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1112 333 1173">お客様対応班 (法人ユーザー)</td> <td data-bbox="338 1112 994 1173"> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人ユーザーの対応に関すること</li> <li>避難所での無料充電サービスの要請・交渉に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1176 333 1268">お客様対応班 (代理店，マスユーザー)</td> <td data-bbox="338 1176 994 1268"> <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の安全確保及びお客様窓口の被災状況把握等に関すること。</li> <li>臨時お客様窓口及び電話受付に関すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1272 333 1407">総務厚生班</td> <td data-bbox="338 1272 994 1407"> <ul style="list-style-type: none"> <li>通話利用状況及び復旧に関する利用者，報道への周知に関すること</li> <li>復旧活動の後方支援（食料・宿泊施設，衛生，救護等）に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		主な業務内容	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部業務の統括，本部員の指揮統括に関すること</li> <li>災害対策及び災害復旧に関する基本方針の決定に関すること</li> <li>災害対策本部設置及び重要機関への携帯電話の貸し出しに関すること</li> </ul>	副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の補佐及び本部長不在代行，各班の指揮・統括に関すること</li> </ul>	本部統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村災害対策本部との情報連絡に関すること</li> <li>被害状況の把握と速報，各班との連携と統制に関すること</li> </ul>	設備復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信設備被害状況の把握と応急復旧に関すること</li> <li>移動電源車，移動無線基地局車の設置，運用に関すること</li> </ul>	お客様対応班 (法人ユーザー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人ユーザーの対応に関すること</li> <li>避難所での無料充電サービスの要請・交渉に関すること</li> </ul>	お客様対応班 (代理店，マスユーザー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の安全確保及びお客様窓口の被災状況把握等に関すること。</li> <li>臨時お客様窓口及び電話受付に関すること。</li> </ul>	総務厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>通話利用状況及び復旧に関する利用者，報道への周知に関すること</li> <li>復旧活動の後方支援（食料・宿泊施設，衛生，救護等）に関すること</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1066 726 1270 758">班</th> <th data-bbox="1274 726 1845 758">主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1066 761 1270 790">本部長</td> <td data-bbox="1274 761 1845 790">支店全体の基本方針決定，総指揮・判断の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 793 1270 821">本部統括班</td> <td data-bbox="1274 793 1845 821">災害対策本部の運営・調整，各班の取りまとめ業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 825 1270 853">設備復旧班</td> <td data-bbox="1274 825 1845 853">設備の復旧・応急復旧に関する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 857 1270 917">お客様対応班 (法人ユーザー)</td> <td data-bbox="1274 857 1845 917">重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 920 1270 1013">お客様対応班 (マスユーザー・代理店)</td> <td data-bbox="1274 920 1845 1013">ドコモショップの運営に関する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1016 1270 1045">避難所支援班</td> <td data-bbox="1274 1016 1845 1045">避難所等での避難者支援業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1048 1270 1077">総務厚生班</td> <td data-bbox="1274 1048 1845 1077">社員等の安否/服務/経理，報道機関等に関する業務</td> </tr> </tbody> </table>	班	主な役割	本部長	支店全体の基本方針決定，総指揮・判断の実施	本部統括班	災害対策本部の運営・調整，各班の取りまとめ業務	設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務	お客様対応班 (法人ユーザー)	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務	お客様対応班 (マスユーザー・代理店)	ドコモショップの運営に関する業務	避難所支援班	避難所等での避難者支援業務	総務厚生班	社員等の安否/服務/経理，報道機関等に関する業務	
	主な業務内容																																	
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部業務の統括，本部員の指揮統括に関すること</li> <li>災害対策及び災害復旧に関する基本方針の決定に関すること</li> <li>災害対策本部設置及び重要機関への携帯電話の貸し出しに関すること</li> </ul>																																	
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の補佐及び本部長不在代行，各班の指揮・統括に関すること</li> </ul>																																	
本部統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村災害対策本部との情報連絡に関すること</li> <li>被害状況の把握と速報，各班との連携と統制に関すること</li> </ul>																																	
設備復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信設備被害状況の把握と応急復旧に関すること</li> <li>移動電源車，移動無線基地局車の設置，運用に関すること</li> </ul>																																	
お客様対応班 (法人ユーザー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人ユーザーの対応に関すること</li> <li>避難所での無料充電サービスの要請・交渉に関すること</li> </ul>																																	
お客様対応班 (代理店，マスユーザー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の安全確保及びお客様窓口の被災状況把握等に関すること。</li> <li>臨時お客様窓口及び電話受付に関すること。</li> </ul>																																	
総務厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>通話利用状況及び復旧に関する利用者，報道への周知に関すること</li> <li>復旧活動の後方支援（食料・宿泊施設，衛生，救護等）に関すること</li> </ul>																																	
班	主な役割																																	
本部長	支店全体の基本方針決定，総指揮・判断の実施																																	
本部統括班	災害対策本部の運営・調整，各班の取りまとめ業務																																	
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務																																	
お客様対応班 (法人ユーザー)	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務																																	
お客様対応班 (マスユーザー・代理店)	ドコモショップの運営に関する業務																																	
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務																																	
総務厚生班	社員等の安否/服務/経理，報道機関等に関する業務																																	

改定前	改定後	備考
<p>第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急計画 (略)</p> <p>第3章 災害復旧計画</p> <p>第1節 公共施設の災害復旧計画</p> <p>災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設<u>または改良を行なう</u>等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 復旧事業の方針</p> <p>1 復旧事業実施体制</p> <p>災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行なうため指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を<u>早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。</u></p> <p>2 災害復旧事業計画</p> <p>被災施設の復旧事業計画を<u>すみやかに</u>作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについて<u>県又は市町村、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施がすみやかに行なえるよう努める。</u></p> <p>3 緊急査定の促進</p> <p>被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木</p>	<p>第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 (略)</p> <p>第3章 災害復旧計画</p> <p>第1節 公共施設の災害復旧計画</p> <p>災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設<u>又は改良を行なう</u>等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 復旧事業の方針</p> <p>1 復旧事業実施体制</p> <p>災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業の<u>実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。</u></p> <p>2 災害復旧事業計画</p> <p>被災施設の復旧事業計画を<u>速やかに</u>作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについて、<u>県又は市町村、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施が速やかに行えるよう努める。</u></p> <p>3 緊急査定の促進</p> <p>被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木</p>	<p>備考</p> <p>p. 164</p> <p>p. 165</p>

改定前	改定後	備考
<p>施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行なわれるよう努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 復旧事業の促進</p> <p>復旧事業の決定したものについては、<u>すみやかに</u>実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 激甚災害に伴う財政援助措置</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 堆積土砂排除事業</p> <p>ア 公共施設の区域内の排除事業</p> <p>激甚災害に伴ない公共施設の区域内で堆積した政令で定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの</p> <p>イ 公共的施設区域外の排除事業</p> <p>激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が<u>行なう</u>排除事業</p> <p>(14) たん水排除事業</p> <p>激甚災害の発生に伴なう破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの</p>	<p>施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 復旧事業の促進</p> <p>復旧事業の決定したものについては、<u>速やかに</u>実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 激甚災害に伴う財政援助措置</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 堆積土砂排除事業</p> <p>ア 公共施設の区域内の排除事業</p> <p>激甚災害に伴い公共施設の区域内で堆積した政令で定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの</p> <p>イ 公共的施設区域外の排除事業</p> <p>激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が<u>行う</u>排除事業</p> <p>(14) たん水排除事業</p> <p>激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの</p>	<p>備考</p> <p>p. 168</p>



改定前	改定後	備考
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置 この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については、通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを<u>行ない</u>措置する。 (略)</p> <p>(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を<u>行なう</u>。 ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（果樹等政令で定める資金として貸し付ける場合の貸付限度額については600万円）に引き上げ、償還期限を1年延長し、7年以内とする。 イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる<u>事業運営資金</u>の貸付限度額を引き上げる。</p> <p>(5) 森林組合等の<u>行なう</u>堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の<u>行なう</u>湛水排除事業に対する補助 (略)</p> <p>第3節 災害復旧資金計画 災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を、<u>すみやかに</u>把握</p>	<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置 この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については、通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを<u>行い</u>措置する。 (略)</p> <p>(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を<u>行う</u>。 ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（果樹等政令で定める資金として貸し付ける場合の貸付限度額については600万円）に引き上げ、償還期限を1年延長し、7年以内とする。 イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる<u>事業資金</u>の貸付限度額を引き上げる。</p> <p>(5) 森林組合等の<u>行う</u>堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の<u>行う</u>湛水排除事業に対する補助 (略)</p> <p>第3節 災害復旧資金 災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を<u>速やかに</u>把握し、</p>	<p>p. 170</p>

改定前	改定後	備考
<p>し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。</p> <p>第1 県の措置</p> <p>1 災害復旧経費の資金需要額のは握 (略)</p> <p>第2 関東財務局の措置</p> <p>1 必要資金の調査及び指導 災害発生の際は関係機関と緊密に連絡の<u>う</u>え、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。</p> <p>2 応急資金の融資 県、市町村に対し、災害応急資金枠の特別配分を受けて融資を<u>行なう</u>。</p> <p>第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画</p> <p>第1 農林漁業復旧資金 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p>(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12<u>項</u>に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。 (略)</p> <p>(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13<u>項</u>に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。 ア～オ (略)</p>	<p>それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。</p> <p>第1 県の措置</p> <p>1 災害復旧経費の資金需要額の<u>把握</u> (略)</p> <p>第2 関東財務局の措置</p> <p>1 必要資金の調査及び指導 災害発生の際は関係機関と緊密に連絡の<u>上</u>、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。</p> <p>2 応急資金の融資 県、市町村に対し、災害応急資金枠の特別配分を受けて融資を<u>行う</u>。</p> <p>第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第1 農林漁業復旧資金 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p>(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12<u>号</u>に基づき、条例で指定された災害に<u>係る</u>被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。 (略)</p> <p>(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13<u>号</u>に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。 ア～オ (略)</p>	<p></p> <p>p. 171</p> <p>p. 172</p>

改定前	改定後	備考
<p>カ 貸付機関 <u>農業協同組合</u>、<u>森林組合</u>、<u>漁業協同組合</u>又は金融機関</p> <p>(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p> <p>ア 貸付の相手方 被害農業者又は特別被害農業者 イ～オ (略)</p> <p>カ 貸付機関 <u>農業協同組合</u>、<u>森林組合</u>、<u>漁業協同組合</u>又は金融機関 (略)</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） 農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸付利率 年<u>0.50%</u>～<u>1.00%</u>（償還期間により異なる） ※H25. 12. 20現在の利率</p> <p>(3) 貸付限度額 &lt;共同利用施設&gt; 貸付対象事業費の80% &lt;主務大臣指定施設&gt; 貸付対象事業費の80%又は1施設当たり<u>300万円</u>、<u>漁船1,000万円</u>のいずれか低い額 (略)</p> <p>第2 中小企業復興資金 (略)</p>	<p>カ 貸付機関 <u>農業協同組合連合会</u>、<u>森林組合連合会</u>、<u>漁業協同組合連合会</u>又は金融機関</p> <p>(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p> <p>ア 貸付の相手方 被害農業者 イ～オ (略)</p> <p>カ 貸付機関 <u>農業協同組合</u>、<u>農業協同組合連合会</u>又は金融機関 (略)</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） 農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸付利率 年<u>0.16%</u>～<u>0.30%</u>（償還期間により異なる） ※H29. 1. 23現在の利率</p> <p>(3) 貸付限度額 &lt;共同利用施設&gt; 貸付対象事業費の80% &lt;主務大臣指定施設&gt; 貸付対象事業費の80%又は1施設当たり<u>300万円</u>（<u>特認600万円</u>、<u>漁船1,000万円</u>）のいずれか低い額 (略)</p> <p>第2 中小企業復興資金 (略)</p>	<p>p. 173</p>



改定前	改定後	備考
<p>第6 <u>義援金品</u>の募集及び配分</p> <p>1 <u>義援金品</u>の募集及び受付</p> <p>県（生活環境部、保健福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への<u>義援金品</u>の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに<u>義援金品</u>の受付窓口を設置し、<u>義援金品</u>の募集及び受付を実施する。</p> <p>また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、<u>義援金品</u>の受付方法等について広報・周知を図る。</p> <p><u>なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際して品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。</u></p> <p>2 委員会の設置</p> <p>(1) 委員会の設置</p> <p>県は被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。</p> <p>(2) 委員会の構成</p> <p>委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。</p> <p>1) 茨城県</p> <p>2) 茨城県市長会</p> <p>3) 茨城県町村会</p>	<p>第6 <u>義援金</u>の募集及び配分</p> <p>1 <u>義援金</u>の募集及び受付</p> <p>県（保健福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への<u>義援金</u>の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに<u>義援金</u>の受付窓口を設置し、<u>義援金</u>の募集及び受付を実施する。</p> <p>また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、<u>義援金</u>の受付方法等について広報・周知を図る。</p> <p>2 委員会の設置</p> <p>(1) 委員会の設置</p> <p>県は被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。</p> <p>(2) 委員会の構成</p> <p>委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。</p> <p>1) 茨城県</p> <p>2) 茨城県市長会</p> <p>3) 茨城県町村会</p>	<p>p. 175</p>

改定前	改定後	備考
<p>4) 日本赤十字社茨城県支部 5) 茨城県共同募金会 6) 株式会社茨城新聞社 7) 株式会社茨城放送</p> <p>3 <u>義援金品の保管</u> 一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する<u>義援金品</u>については、各受付機関において適正に保管する。 なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市町村を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。</p> <p>4 <u>義援金品の配分</u> (1) 配分方法の決定 委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の<u>う</u>え決定する。 なお、<u>県で受け付けた義援品については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。</u> (略)</p> <p>第7 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金 災害により家族を失い、若しくは精神又は身体に障害を受け、あるいは住家、家財を失った個人を救済するため、市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく市町村条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。</p>	<p>4) 日本赤十字社茨城県支部 5) 茨城県共同募金会 6) 株式会社茨城新聞社 7) 株式会社茨城放送</p> <p>3 <u>義援金の保管</u> 一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する<u>義援金</u>については、各受付機関において適正に保管する。  なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市町村を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。</p> <p>4 <u>義援金の配分</u> (1) 配分方法の決定 委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の<u>上</u>決定する。  (略)</p> <p>第7 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金 災害により家族を失い、若しくは精神又は身体に障害を受け、あるいは住家、家財を失った個人を救済するため、市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく市町村条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。</p>	<p>p. 176</p>

改定前	改定後	備考				
<p>また、市町村等は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明書の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p>	<p>また、市町村等は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付するものとする。</p>					
<p>1 災害弔慰金の支給</p>	<p>1 災害弔慰金の支給</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 440 331 654">対象災害</td> <td data-bbox="333 440 965 654"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul> </td> </tr> </table>	対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1016 440 1196 654">対象災害</td> <td data-bbox="1198 440 1845 654"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul> </td> </tr> </table>	対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>	
対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>					
対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 668 331 722">支給限度額</td> <td data-bbox="333 668 965 722">                     ① 生計維持者が死亡した場合 500万円                      ② その他の者が死亡した場合 250万円                 </td> </tr> </table>	支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1016 668 1196 722">受給遺族</td> <td data-bbox="1198 668 1845 722">                     ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母                      イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）                 </td> </tr> </table>	受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）	
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円					
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 732 331 770">遺族の範囲</td> <td data-bbox="333 732 965 770">配偶者、子、父母、孫、祖父母</td> </tr> </table>	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1016 732 1196 770">支給限度額</td> <td data-bbox="1198 732 1845 770">                     ① 生計維持者が死亡した場合 500万円                      ② その他の者が死亡した場合 250万円                 </td> </tr> </table>	支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円	
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母					
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 780 331 818">費用負担割合</td> <td data-bbox="333 780 965 818">国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）</td> </tr> </table>	費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1016 780 1196 818">費用負担割合</td> <td data-bbox="1198 780 1845 818">国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）</td> </tr> </table>	費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）	
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）					
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）					
<p>2 災害障害見舞金の支給</p>	<p>2 災害障害見舞金の支給</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 876 331 1010">対象災害</td> <td data-bbox="333 876 965 1010"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul> </td> </tr> </table>	対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1016 876 1196 1010">対象災害</td> <td data-bbox="1198 876 1845 1010"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul> </td> </tr> </table>	対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>	
対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>					
対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 1019 331 1153">障害の程度</td> <td data-bbox="333 1019 965 1153">                     上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者                      ① 両眼が失明したもの                      ② 咀嚼及び言語の機能を廃したのもの                      ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの                 </td> </tr> </table>	障害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1016 1019 1196 1153">受給者及び障害の程度</td> <td data-bbox="1198 1019 1845 1153">                     上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者                      ① 両眼が失明したもの                      ② 咀嚼及び言語の機能を廃したのもの                      ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介                 </td> </tr> </table>	受給者及び障害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介	
障害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの					
受給者及び障害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介					

p. 177

改定前		改定後		備考
	④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの		護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの	
支給限度額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円	支給限度額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円	
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）	費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）	
3 災害援護資金の貸付		3 災害援護資金の貸付		
対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	① 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170（250）万円 ④ 住居の全壊 250（350）万円 ⑤ 住居の全体が滅失 350万円 ⑥ ①と②が重複 250万円 ⑦ ①と③が重複 270（350）万円 ⑧ ①と④が重複 350万円 （ ）は特別の事案がある場合	貸付限度額	① 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170（250）万円 ④ 住居の全壊 250（350）万円 ⑤ 住居の全体が滅失 350万円 ⑥ ①と②が重複 250万円 ⑦ ①と③が重複 270（350）万円 ⑧ ①と④が重複 350万円 （ ）は特別の事案がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	
		1人	220万円	
		2人	430万円	
		3人	620万円	
		4人	730万円	
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	
		1人	220万円	
		2人	430万円	
		3人	620万円	
		4人	730万円	
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	



改定前			改定後			備考
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、 1, 270万円とする			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、 1, 270万円とする	
貸付利率	年3%（措置期間中は無利子）		貸付利率	年3%（措置期間中は無利子）		
措置期間	3年（特別な事情のある場合は5年）		措置期間	3年（特別な事情のある場合は5年）		
償還期間	10年（措置期間を含む）		償還期間	10年（措置期間を含む）		
償還方法	年賦又は半年賦		償還方法	年賦又は半年賦		
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）		貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）		
<p>第8 災害見舞金の支給</p> <p>県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して「茨城県災害見舞金支給要項」（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）に基づき、見舞金を支給する。</p>			<p>第8 災害見舞金の支給</p> <p>県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して「茨城県災害見舞金支給要項」（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）に基づき、見舞金を支給する。</p>			
対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (新規)		対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) <u>茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者</u>		
支給額	・死亡 1人当たり 10万円 ・重度障害 1人当たり 5万円 ・住家全壊 1世帯当たり 5万円 ・住家半壊 1世帯当たり 3万円 (新規)		支給額	・死亡 1人当たり 10万円 ・重度障害 1人当たり 5万円 ・住家全壊 1世帯当たり 5万円 ・住家半壊 1世帯当たり 3万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円		

改定前		改定後		備考
費用負担割合	県（10/10）	費用負担割合	県（10/10）	
<p>(略)</p> <p>第10 被災者生活再建支援法による支援金の支給</p> <p>市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等，法に定める基準を満たした場合に，被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し，支援金を支給することにより，生活再建を支援し，もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 支援法の適用手続き</p> <p>(1) 市町村の被害状況報告</p> <p>市町村長は，当該自然災害に係る被害状況を収集し，「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により知事に対して報告する。</p> <p><u>当該報告については，自然災害発生後の初期段階では，災害救助法適用手続きにおける報告（「被害状況報告表」資料16－1）で兼ねることができるものとする。</u></p> <p><u>※資料19－1（被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書）</u></p> <p>(略)</p> <p>5 支援金支給申請手続き</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 支給申請書等の<u>基金</u>への送付</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>		<p>(略)</p> <p>第10 被災者生活再建支援法による支援金の支給</p> <p>市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等，法に定める基準を満たした場合に，被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し，支援金を支給することにより，生活再建を支援し，もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 支援法の適用手続</p> <p>(1) 市町村の被害状況報告</p> <p>市町村長は，当該自然災害に係る被害状況を収集し，知事に対して報告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>5 支援金支給申請手続</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 支給申請書等の<u>被災者生活再建支援法人</u>への送付</p> <p>(略)</p> <p>第11 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支</p>		<p>p. 180</p> <p>p. 181</p>

改定前	改定後	備考
<p>(新規)</p>	<p><u>給</u>  <u>自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。</u></p> <p>1 <u>被害状況の把握及び被災世帯の認定</u>  <u>補助事業の適用に当たっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。</u></p> <p>(1) <u>被災世帯の認定</u>  <u>補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。</u></p> <p>① <u>当該自然災害により住家が全壊した世帯</u></p> <p>② <u>当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯</u></p> <p>③ <u>当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）</u></p>	<p>p. 182</p>

改定前	改定後	備考										
<p>(新規)</p>	<p><u>④当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）</u></p> <p><u>(2)住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位</u> 災害救助法における基準を参照</p> <p><u>2 補助事業の適用基準</u> 補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。</p> <p><u>(1)県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害</u> <u>(2)県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害</u></p> <p><u>3 補助事業の適用手続</u></p> <p><u>(1)市町村の被害状況報告</u> 市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。</p> <p><u>(2)補助事業適用の通知</u> 知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めるときは、県内市町村長に対し、補助事業適用を通知する。</p> <p><u>4 支援金の支給額</u></p> <p><u>(1)複数世帯の場合</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(単位：万円)</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 1302 1827 1401"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊	建設・購入	100	200	300	
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計								
全壊	建設・購入	100	200	300								

改定前	改定後				備考	
(新規)	解体	補修	100	100	200	
		賃借	100	50	150	
	大規模半壊	建設・購入	50	200	250	
		補修	50	100	150	
		賃借	50	50	100	
	半壊	—	25	—	25	
	(2) 単数世帯の場合					
	(単位：万円)					
	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
	全壊 解体	建設・購入	75	150	225	
補修		75	75	150		
賃借		75	37.5	112.5		
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5		
	補修	37.5	75	112.5		
	賃借	37.5	37.5	75		
半壊	—	18.75	—	18.75		
<p>5 支援金支給申請手続</p> <p>(1) 支給申請手続等の説明</p> <p>市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。</p> <p>(2) 必要書類の発行</p> <p>市町村は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。</p>						

p. 183

改定前	改定後	備考
<p>(新規)</p> <p>第3 東日本電信電話株式会社茨城支店における災害復旧計画</p> <p>1 通信そ通の応急措置</p> <p>災害のため通信が途絶，<u>または著しくふくそうした</u>ときは，次の方法により速やかに通信のそ通を図る。</p> <p>(1) <u>可搬型無線機，および移動無線車等の災害対策機器による通信の確保</u></p> <p>(2) <u>孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）の運用</u></p> <p>(3) 臨時回線の作成</p> <p>(4) 回線の分断，<u>延長もしくは中継経路の変更</u></p> <p>(5) <u>特設公衆電話の設置</u></p> <p>(略)</p> <p>3 海上災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p>	<p>①<u>住民票など世帯が居住する住所の所在，世帯の構成が確認できる証明書類</u></p> <p>②<u>罹災証明書類</u></p> <p>6 <u>支援金の支給</u></p> <p><u>市町村において，被災世帯から提出された支給申請書類を審査し，適正と認められる場合は，直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。</u></p> <p>7 <u>市町村への補助</u></p> <p><u>県は，被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し，支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 東日本電信電話株式会社茨城支店における災害復旧計画</p> <p>1 通信そ通の応急措置</p> <p>災害のため通信が途絶，<u>又は著しく輻輳した</u>ときは，次の方法により速やかに通信のそ通を図る。</p> <p>(1) <u>可搬型無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保</u></p> <p>(2) 臨時回線の作成</p> <p>(3) 回線の分断，<u>延長又は中継経路の変更</u></p> <p>(4) <u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置</u></p> <p>(略)</p> <p>3 海上災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p>	<p>備考</p> <p>p. 185</p>

改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>(略)</p> <p>(3) 茨城県沿岸流出油等災害対策協議会等の円滑な運営 〔海上保安部，県（生活環境部，農林水産部，土木部），市町村等防災関係機関〕</p> <p>海上保安部，県，関係団体，事業者等からなる茨城県沿岸流出油等災害対策協議会や安全対策協議会の適切な運営を推進することにより，関係機関及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに，応急体制の整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>(略)</p> <p>(3) 茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営 〔海上保安部，県（生活環境部，農林水産部，土木部），市町村等防災関係機関〕</p> <p>海上保安部，県，関係団体，事業者等からなる茨城県沿岸排出油等防除協議会や安全対策協議会の適切な運営を推進することにより，関係機関及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに，応急体制の整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。</p>	<p>p. 191</p>

改定前	改定後	備考																
<p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>(略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <table border="1" data-bbox="197 1300 967 1428"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th colspan="2">配 備 人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活環境部</td> <td>広報広聴課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生活文化課</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	配 備 人 員		生活環境部	広報広聴課	2	生活文化課	2	<p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>(略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <table border="1" data-bbox="1064 1300 1834 1428"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th colspan="2">配 備 人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活環境部</td> <td>広報広聴課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生活文化課</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	配 備 人 員		生活環境部	広報広聴課	2	生活文化課	2	<p>p. 193</p> <p>p. 195</p>
部 局 名	配 備 人 員																	
生活環境部	広報広聴課	2																
	生活文化課	2																
部 局 名	配 備 人 員																	
生活環境部	広報広聴課	2																
	生活文化課	2																



改定前		改定後		備考
	環境政策課 2		環境政策課 2	
	環境対策課 5		環境対策課 5	
保健福祉部	廃棄物対策課 2	保健福祉部	廃棄物対策課 2	
	厚生総務課 2		厚生総務課 2	
農林水産部	福祉指導課 2	農林水産部	福祉指導課 2	
	医療対策課 2		医療対策課 2	
	漁政課 5		漁政課 2	
土木部	水産振興課 5	土木部	(水産振興課) (5)	
	河川課 5		河川課 5	
(土木・工事事務所)	港湾課 5	(土木・工事事務所)	港湾課 5	
	管轄土木・工事事務所(工務所を含む) 各5		管轄土木・工事事務所(工務所を含む) 各5	
(港湾事務所)	管轄港湾事務所 各5前後	(港湾事務所)	管轄港湾事務所 各5前後	
警察本部	警備課 3	警察本部	警備課 3	
	地域課 5		地域課 5	
(略)		※ ( ) は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。		
(5) 現地災害対策本部の設置		(略)		
〔県（生活環境部）〕		(5) 現地災害対策本部の設置		
災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。		〔県（生活環境部）〕		
〈現地災害対策本部の組織〉		災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。		
現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。		〈現地災害対策本部の組織〉		
		現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。		

改定前	改定後	備考
<p>〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</li> </ul> <p>(新規)</p> <p>第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 (略)</p> <p>1 海上での防除活動の実施 (略)</p> <p>[鹿島港災害対策協議会、日立港安全対策協議会、大洗港入出港安全対策協議会、常陸那珂港船舶安全対策協議会、石油連盟海水油濁機構茨城支部]</p> <p>オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油等防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する当該関係団体は、防除作業や資機材の提供などに協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>[茨城県沿岸流出油等災害対策協議会]</p>	<p>〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮、<u>指令及び実施</u>に関すること</li> </ul> <p><u>〈現地災害対策本部への派遣〉</u></p> <p><u>組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。</u></p> <p>第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 (略)</p> <p>1 海上での防除活動の実施 (略)</p> <p>[鹿島港災害対策協議会、日立港安全対策協議会、大洗港入出港安全対策協議会、常陸那珂港船舶安全対策協議会、石油連盟海水油濁機構茨城支部]</p> <p>オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油等防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する当該関係団体は、防除作業や資機材の提供などに協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>[茨城県沿岸排出油等防除協議会]</p>	<p></p> <p>p. 197</p> <p></p> <p>p. 199</p>

改定前	改定後	備考
<p>海上災害防止センター，原因者又はその代理人を加えた総合調整本部会議を開催し，海上防除機関が実施する油回収，油処理等の防除作業や資機材配分等の調整を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 漂着油等の防除活動の実施 〔茨城県沿岸流出油等災害対策協議会〕</p> <p>漂着又はそのおそれが生じた場合，排出の原因者等（防除措置等義務者及びその代理人（サーベイヤー）），海上災害防止センター，学識経験者等を加えた総合調整本部会議を開催し，漂着油の性状や海岸の状況等を考慮し，海岸別防除方法，回収人員の配備計画，防除資機材の配分など防除方針を策定する。</p> <p>（略）</p> <p>8 義援金品の受入れ 〔県（生活環境部，保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部） 県地域防災計画（地震災害対策計画編）第4章第1節第1「義援金品の募集及び配分」に準じて実施するものとする。 なお，防除資機材に係る義援品の県の受入れ集積センターは，当面は消防学校とする。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 緊急輸送の確保 〔海上保安部〕</p> <p>緊急輸送を円滑に行うため，船舶交通のふくそうが予想される海域においては，必要に応じて船舶交通の整理，指導を行うものとする。</p>	<p>海上災害防止センター，原因者又はその代理人を加えた総合調整本部会議を開催し，海上防除機関が実施する油回収，油処理等の防除作業や資機材配分等の調整を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 漂着油等の防除活動の実施 〔茨城県沿岸排出油等防除協議会〕</p> <p>漂着又はそのおそれが生じた場合，排出の原因者等（防除措置等義務者及びその代理人（サーベイヤー）），海上災害防止センター，学識経験者等を加えた総合調整本部会議を開催し，漂着油の性状や海岸の状況等を考慮し，海岸別防除方法，回収人員の配備計画，防除資機材の配分など防除方針を策定する。</p> <p>（略）</p> <p>8 義援金品の受入れ 〔県（生活環境部，保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部） 県地域防災計画（地震災害対策計画編）第4章第1節第1「義援金の募集及び配分」及び同計画編第3章第5節第9「義援物資対策」に準じて実施するものとする。 なお，防除資機材に係る義援品の県の受入れ集積センターは，当面は消防学校とする。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 緊急輸送の確保 〔海上保安部〕</p> <p>緊急輸送を円滑に行うため，船舶交通の輻輳が予想される海域においては，必要に応じて船舶交通の整理，指導を行うものとする。</p>	<p></p> <p>p. 200</p> <p>p. 201</p> <p>p. 209</p>

改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>第8節 流出油等災害の補償対策</p> <p>(略)</p> <p>5 被害補償請求 〔県（生活環境部，<u>商工労働部</u>，農林水産部），市町村〕</p> <p>(略)</p> <p>4 航空災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので，災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても，特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況，復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</li> </ul> <p>(新規)</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 流出油等災害の補償対策</p> <p>(略)</p> <p>5 被害補償請求 〔県（生活環境部，<u>商工労働観光部</u>，農林水産部），市町村〕</p> <p>(略)</p> <p>4 航空災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので，災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても，特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況，復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮，指令及び実施に関すること</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部への派遣〉</p> <p>組織体制・人員配置については，災害の規模等に応じ別に定</p>	<p></p> <p>p. 203</p> <p></p> <p>p. 212</p>

改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>第4節 避難勧告・指示・誘導</p> <p>〔第三管区海上保安本部，県（警察本部），自衛隊，市町村等〕 災害が発生し，<u>または発生するおそれがある場合</u>において，市町村等が行う避難勧告等については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「<u>避難勧告・指示・誘導</u>」に準じて実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>1 情報伝達活動</p> <p>〔県（知事公室），市町村〕</p> <p>航空災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送等によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>・<u>避難の指示</u>，勧告及び避難先の指示</li> <li>・旅客及び乗務員の氏名・住所</li> <li>・地域住民等への協力依頼</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>める基準によることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 避難勧告，<u>避難指示（緊急）</u>，誘導</p> <p>〔第三管区海上保安本部，県（警察本部），自衛隊，市町村等〕 災害が発生し，<u>又は発生するおそれがある場合</u>において，市町村等が行う避難勧告等については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「<u>避難勧告，避難指示（緊急）</u>，誘導」に準じて実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>1 情報伝達活動</p> <p>〔県（知事公室），市町村〕</p> <p>航空災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送等によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>・<u>避難指示（緊急）</u>，<u>避難勧告</u>及び避難先の指示</li> <li>・旅客及び乗務員の氏名・住所</li> <li>・地域住民等への協力依頼</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>p. 215</p>

改定前					改定後					備考																														
<p>第8節 防疫及び遺体の処理</p> <p>〔県（生活環境部，保健福祉部，土木部，警察本部），市町村，日赤茨城県支部〕</p> <p>発災時の防疫及び遺体の処理については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「<u>清掃</u>・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとし，特に，地元市町村にあつては，遺体の一時保存及び検視場所の設置，し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 鉄道災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>鉄道災害の発生を予防するとともに，鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため，関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。</p> <p>第1節 茨城県の鉄道状況</p> <p>〈県内鉄道概況〉</p> <p>（単位＝km，人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道事業者名</th> <th>路線名</th> <th>営業キロ</th> <th>輸送人員 （一日平均）</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道（株）</td> <td>常磐線</td> <td>141.3</td> <td>289,514</td> <td>取手～大津港</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>水戸線</td> <td>45.3</td> <td>23,295</td> <td>友部～小田林</td> </tr> </tbody> </table>					鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 （一日平均）	区間	東日本旅客鉄道（株）	常磐線	141.3	289,514	取手～大津港	〃	水戸線	45.3	23,295	友部～小田林	<p>第8節 防疫及び遺体の処理</p> <p>〔県（生活環境部，保健福祉部，土木部，警察本部），市町村，日赤茨城県支部〕</p> <p>発災時の防疫及び遺体の処理については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「<u>災害廃棄物の処理</u>・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとし，特に，地元市町村にあつては，遺体の一時保存及び検視場所の設置，し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 鉄道災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>鉄道災害の発生を予防するとともに，鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため，関係機関及び関係団体は，次の対策を講じるものとする。</p> <p>第1節 茨城県の鉄道状況</p> <p>〈県内鉄道概況〉</p> <p>（単位＝km，人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道事業者名</th> <th>路線名</th> <th>営業キロ</th> <th>輸送人員 （一日平均）</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道（株）</td> <td>常磐線</td> <td>141.3</td> <td>289,514</td> <td>取手～大津港</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>水戸線</td> <td>45.3</td> <td>23,295</td> <td>友部～小田林</td> </tr> </tbody> </table>					鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 （一日平均）	区間	東日本旅客鉄道（株）	常磐線	141.3	289,514	取手～大津港	〃	水戸線	45.3	23,295	友部～小田林	p. 216
鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 （一日平均）	区間																																				
東日本旅客鉄道（株）	常磐線	141.3	289,514	取手～大津港																																				
〃	水戸線	45.3	23,295	友部～小田林																																				
鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 （一日平均）	区間																																				
東日本旅客鉄道（株）	常磐線	141.3	289,514	取手～大津港																																				
〃	水戸線	45.3	23,295	友部～小田林																																				

地域防災計画（風水害等対策計画編） 新旧対照表

改定前					改定後					備考		
〃	水郡線	62.0	} 14,563	水戸～下野宮	〃	水郡線	62.0	} 14,563	水戸～下野宮			
〃	〃	9.5		上菅谷～常陸太田	〃	〃	9.5		上菅谷～常陸太田			
〃	鹿島線	12.2		3,996	潮来～鹿島サッカー スタジアム	〃	鹿島線		12.2		3,996	潮来～鹿島サッカー スタジアム
〃	宇都宮線	7.5		61,000	栗橋～古河	〃	宇都宮線		7.5		61,000	栗橋～古河
鹿島臨海 鉄道(株)	大洗鹿島線	53.0	6,680	水戸～鹿島サッカー スタジアム	鹿島臨海 鉄道(株)	大洗鹿島線	53.0	5,749	水戸～鹿島サッカー スタジアム			
〃 [貨物線]	鹿島臨港線	19.2	—	鹿島サッカースタ ジアム～奥野谷浜	〃 [貨物線]	鹿島臨港線	19.2	—	鹿島サッカースタ ジアム～奥野谷浜			
関東鉄道(株)	竜ヶ崎線	4.5	2,559	佐貫～竜ヶ崎	関東鉄道(株)	竜ヶ崎線	4.5	2,559	佐貫～竜ヶ崎			
〃	常総線	51.1	28,472	取手～下館	〃	常総線	51.1	28,472	取手～下館			
ひたちなか 海浜鉄道(株)	湊線	14.3	2,027	勝田～阿字ヶ浦	ひたちなか 海浜鉄道(株)	湊線	14.3	2,027	勝田～阿字ヶ浦			
真岡鐵道(株)	真岡線	6.6	3,130	下館～ひぐち	真岡鐵道(株)	真岡線	6.6	3,130	下館～ひぐち			
日本貨物鉄 道(株)	常磐線	(141.3)	—	取手～大津港	日本貨物 鉄道(株)	常磐線	(141.3)	—	取手～大津港			
〃	水戸線	(45.3)	—	友部～小田林	〃	水戸線	(45.3)	—	友部～小田林			
首都圏新都 市鉄道(株)	つくば エクスプレス線	24.2	44,100	守谷～つくば	首都圏新都 市鉄道(株)	つくば エクスプレス線	24.2	44,100	守谷～つくば			
合計												
※ 日本貨物鉄道(株)の営業キロは東日本旅客鉄道(株)と路					※ 日本貨物鉄道(株)の営業キロは東日本旅客鉄道(株)と路線							

改定前				改定後				備考																						
<p>線が同じであるため合計では除いてある。</p> <p>※一日平均輸送人員は、平成20年度の各営業線の輸送実績である。</p> <p>なお、JR線（常磐線、水戸線、水郡線）については、JR東日本水戸支社営業管内の輸送実績、真岡線については、全区間（下館～茂木）平均の輸送実績である。</p> <p>（略）</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡</p> <p>（略）</p> <p>(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（連絡先一覧）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">関係機関名</th> <th style="width: 10%;">昼夜の別</th> <th style="width: 20%;">電話番号</th> <th style="width: 55%;">連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消防庁</td> <td>昼</td> <td>03-5253-7527</td> <td>応急対策室 〔宿直室03-5253-7777〕</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>03-5253-7777</td> <td>宿直室</td> </tr> </tbody> </table>				関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先	消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室 〔宿直室03-5253-7777〕	夜間	03-5253-7777	宿直室	<p>が同じであるため合計では除いてある。</p> <p>※一日平均輸送人員は、平成27年度の各営業線の輸送実績である。</p> <p>なお、JR線（常磐線、水戸線、水郡線）については、JR東日本水戸支社営業管内の輸送実績、真岡線については、全区間（下館～茂木）平均の輸送実績である。</p> <p>（略）</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡</p> <p>（略）</p> <p>(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">（連絡先一覧）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">関係機関名</th> <th style="width: 10%;">昼夜の別</th> <th style="width: 20%;">電話番号</th> <th style="width: 55%;">連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消防庁</td> <td>昼</td> <td>03-5253-7527</td> <td>応急対策室 〔宿直室03-5253-7777〕</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>03-5253-7777</td> <td>宿直室</td> </tr> </tbody> </table>				関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先	消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室 〔宿直室03-5253-7777〕	夜間	03-5253-7777	宿直室	<p>p. 221</p> <p>p. 222</p> <p>p. 223</p>
関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先																											
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室 〔宿直室03-5253-7777〕																											
	夜間	03-5253-7777	宿直室																											
関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先																											
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室 〔宿直室03-5253-7777〕																											
	夜間	03-5253-7777	宿直室																											



地域防災計画（風水害等対策計画編） 新旧対照表

改定前				改定後				備考
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課	関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課	
	夜間		各鉄道事業者へ通知済の職員宅等の電話		夜間		各鉄道事業者へ通知済の職員宅等の電話	
茨城県	昼	029-301-2896	生活環境部消防安全課	茨城県	昼	029-301-2896	生活環境部消防安全課	
	夜間	029-301-2885	生活環境部防災・危機管理課		夜間	029-301-2885	生活環境部防災・危機管理課	
警察本部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課	警察本部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課	
	夜間	029-301-0110	総合当直		夜間	029-301-0110	総合当直	
東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部指令室	東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部指令室	
	夜間	同上	同上		夜間	同上	同上	
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	旅客営業部旅客営業部長	鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	運輸部 運輸部長	
	夜間	同上	同上		夜間	同上	同上	
	〃	029-267-5202	大洗駅 CTC指令（もしくは当直助役）		〃	029-267-5202	大洗駅 CTC指令（もしくは当直助役）	
関東鉄	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長	関東鉄	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長	
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長		夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長	
ひたちなか海浜鉄道(株)	昼	029-262-2361	管理部	ひたちなか海浜鉄道(株)	昼	029-262-2361	管理部	
	夜間	同上	同上		夜間	同上	同上	
真岡鐵道(株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長	真岡鐵道(株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長	
	夜間	同上	真岡運転区 運転副長（もしくは運転指令当番者）		夜間	同上	真岡運転区 運転副長（もしくは運転指令当番者）	
日本貨物鐵道(株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長（司令）	日本貨物鐵道(株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長（司令）	
	夜間	同上	同上		夜間	同上	同上	
首都圏新都市鐵道(株)	昼	0297-52-8311	運輸部総合指令所	首都圏新都市鐵道(株)	昼	0297-52-8311	運輸部総合指令所	
	夜間	同上	同上		夜間	同上	同上	

改定前	改定後	備考																																																																																										
<p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は、鉄道災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <table border="1" data-bbox="197 611 878 1412"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>課名</th> <th>配備人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生活環境部</td> <td>広報広聴課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生活文化課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(環境対策課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>消防安全課</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">保健福祉部</td> <td>(産業保安室)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>防災・危機管理課</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>厚生総務課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>福祉指導課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療対策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農林水産部</td> <td>(薬務課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(生活衛生課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(漁政課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(水産振興課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木部</td> <td>(農村計画課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(河川課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企業局</td> <td>(下水道課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(施設課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>警備課</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	課名	配備人数	生活環境部	広報広聴課	2	生活文化課	2	(環境対策課)	(2)	消防安全課	10	保健福祉部	(産業保安室)	(2)	防災・危機管理課	8	厚生総務課	2	福祉指導課	2	医療対策課	2	農林水産部	(薬務課)	(2)	(生活衛生課)	(2)	(漁政課)	(2)	(水産振興課)	(2)	土木部	(農村計画課)	(2)	(河川課)	(2)	企業局	(下水道課)	(2)	(施設課)	(2)	警察本部	警備課	2	<p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は、鉄道災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <table border="1" data-bbox="1061 627 1742 1428"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>課名</th> <th>配備人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生活環境部</td> <td>広報広聴課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生活文化課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(環境対策課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>消防安全課</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">保健福祉部</td> <td>(産業保安室)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>防災・危機管理課</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>厚生総務課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>福祉指導課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療対策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農林水産部</td> <td>(薬務課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(生活衛生課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(漁政課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(水産振興課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木部</td> <td>(農村計画課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(河川課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企業局</td> <td>(下水道課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(施設課)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>警備課</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	課名	配備人数	生活環境部	広報広聴課	2	生活文化課	2	(環境対策課)	(2)	消防安全課	10	保健福祉部	(産業保安室)	(2)	防災・危機管理課	8	厚生総務課	2	福祉指導課	2	医療対策課	2	農林水産部	(薬務課)	(2)	(生活衛生課)	(2)	(漁政課)	(2)	(水産振興課)	(2)	土木部	(農村計画課)	(2)	(河川課)	(2)	企業局	(下水道課)	(2)	(施設課)	(2)	警察本部	警備課	2	<p>p. 224</p>
部局名	課名	配備人数																																																																																										
生活環境部	広報広聴課	2																																																																																										
	生活文化課	2																																																																																										
	(環境対策課)	(2)																																																																																										
	消防安全課	10																																																																																										
保健福祉部	(産業保安室)	(2)																																																																																										
	防災・危機管理課	8																																																																																										
	厚生総務課	2																																																																																										
	福祉指導課	2																																																																																										
	医療対策課	2																																																																																										
農林水産部	(薬務課)	(2)																																																																																										
	(生活衛生課)	(2)																																																																																										
	(漁政課)	(2)																																																																																										
	(水産振興課)	(2)																																																																																										
土木部	(農村計画課)	(2)																																																																																										
	(河川課)	(2)																																																																																										
企業局	(下水道課)	(2)																																																																																										
	(施設課)	(2)																																																																																										
警察本部	警備課	2																																																																																										
部局名	課名	配備人数																																																																																										
生活環境部	広報広聴課	2																																																																																										
	生活文化課	2																																																																																										
	(環境対策課)	(2)																																																																																										
	消防安全課	10																																																																																										
保健福祉部	(産業保安室)	(2)																																																																																										
	防災・危機管理課	8																																																																																										
	厚生総務課	2																																																																																										
	福祉指導課	2																																																																																										
	医療対策課	2																																																																																										
農林水産部	(薬務課)	(2)																																																																																										
	(生活衛生課)	(2)																																																																																										
	(漁政課)	(2)																																																																																										
	(水産振興課)	(2)																																																																																										
土木部	(農村計画課)	(2)																																																																																										
	(河川課)	(2)																																																																																										
企業局	(下水道課)	(2)																																																																																										
	(施設課)	(2)																																																																																										
警察本部	警備課	2																																																																																										

改定前	改定後	備考
<p>※（ ）は、<u>危険物が流出した場合の配備体制。</u></p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置 (略) 〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</li> </ul> <p>(略) (新規)</p> <p>4 広域的な応援体制 〔県（生活環境部）、市町村〕</p> <p>県内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「<u>応援要請・受入体制の確保</u>」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣</p>	<p>※（ ）は、<u>危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。</u></p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置 (略) 〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮、<u>指令及び実施</u>に関すること</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部への派遣〉</p> <p>組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 広域的な応援体制 〔県（生活環境部）、市町村〕</p> <p>県内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「<u>応援要請及び受入体制の確保と応急措置の代行</u>」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣</p>	<p>備考</p> <p>p. 225</p> <p>p. 226</p>

改定前	改定後	備考
<p>[県（生活環境部）・市町村等]</p> <p>自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 避難勧告・指示・誘導</p> <p>[県（警察本部），自衛隊，市町村等]</p> <p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市町村等が行う避難勧告等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「避難勧告・指示・誘導」に準じて実施するものとする。</p> <p>第7節 防疫及び遺体の処理</p> <p>[県（生活環境部，保健福祉部，土木部，警察本部），市町村，日赤茨城県支部]</p> <p>発災時の防疫及び遺体の処理については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「<u>清掃</u>・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>6 道路災害対策計画</p> <p>本計画は、県内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。</p>	<p>[県（生活環境部）・市町村等]</p> <p>自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第1「自衛隊派遣要請及び受入体制の確保」に準じて要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 避難勧告，<u>避難指示（緊急）</u>，誘導</p> <p>[県（警察本部），自衛隊，市町村等]</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村等が行う避難勧告等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「避難勧告，<u>避難指示（緊急）</u>，誘導」に準じて実施するものとする。</p> <p>第7節 防疫及び遺体の処理</p> <p>[県（生活環境部，保健福祉部，土木部，警察本部），市町村，日赤茨城県支部]</p> <p>発災時の防疫及び遺体の処理については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「<u>災害廃棄物の処理</u>・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>6 道路災害対策計画</p> <p>本計画は、県内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。</p>	<p></p> <p>p. 227</p> <p>p. 228</p>

改定前	改定後	備考																																							
<p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第1節 茨城県の道路交通状況</p> <p>1 県内の道路状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：km)</p> <table border="1" data-bbox="210 483 938 813"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>192.7</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,176.3</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>316</td> <td>3,419.4</td> </tr> <tr> <td>市町村道</td> <td>197,975</td> <td>51,386.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>198,312</td> <td>56,144.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成25年4月1日現在)</p> <p>2 県内の道路網</p> <p>茨城県内の道路網は、東京都心から県南、県央、県北地域を南北に貫く常磐自動車道、国道6号をはじめとし、北関東の主要都市と県西、県央地域を東西に連絡する北関東自動車道や国道50号、千葉県から鹿行地域を経由し水戸に至る国道51号、県西地域を南北に貫く国道4号を骨格として、その他の国道、県道、市町村道により形成されている。</p>	道路の種類	路線数	実延長	高速自動車国道	3	192.7	一般国道	18	1,176.3	県道	316	3,419.4	市町村道	197,975	51,386.4	合計	198,312	56,144.8	<p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第1節 茨城県の道路交通状況</p> <p>1 県内の道路状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：km)</p> <table border="1" data-bbox="1081 483 1809 906"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>192.7</td> </tr> <tr> <td>一般有料道路</td> <td>2</td> <td>52.1</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>17</td> <td>1,104.8</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>317</td> <td>3,406.1</td> </tr> <tr> <td>市町村道</td> <td>196,588</td> <td>51,284.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>196,926</td> <td>56,021.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(<u>高速自動車道及び一般有料道路は、平成28年4月1日現在。</u> <u>その他は平成26年4月1日現在</u>)</p> <p>※ <u>東水戸道路は一般有料道路に含む。</u></p> <p>2 県内の道路網</p> <p>茨城県内の道路網は、東京都心から県南、県央、県北地域を南北に貫く常磐自動車道、国道6号をはじめとし、北関東の主要都市と県西、県央地域を東西に連絡する北関東自動車道や国道50号、千葉県から鹿行地域を経由し水戸に至る国道51号、<u>県西、県南地域を横断する首都圏中央連絡自動車道、</u>県西地域を南北に貫く国道4号を骨格として、その他の国道、県道、市町村道により形成されている。</p>	道路の種類	路線数	実延長	高速自動車国道	3	192.7	一般有料道路	2	52.1	一般国道	17	1,104.8	県道	317	3,406.1	市町村道	196,588	51,284.2	合計	196,926	56,021.8	<p>p. 230</p>
道路の種類	路線数	実延長																																							
高速自動車国道	3	192.7																																							
一般国道	18	1,176.3																																							
県道	316	3,419.4																																							
市町村道	197,975	51,386.4																																							
合計	198,312	56,144.8																																							
道路の種類	路線数	実延長																																							
高速自動車国道	3	192.7																																							
一般有料道路	2	52.1																																							
一般国道	17	1,104.8																																							
県道	317	3,406.1																																							
市町村道	196,588	51,284.2																																							
合計	196,926	56,021.8																																							

改定前	改定後	備考																																																												
<p>また、本県における高速道路網の完成に向け、<u>首都圏中央連絡自動車道</u>や東関東自動車道水戸線の整備が進められている。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)道路災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>(連絡先一覧)</p> <table border="1" data-bbox="206 820 981 1375"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>担 当 部 署</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 防 庁</td> <td>応 急 対 策 室</td> <td>03-5253-7527 (昼)</td> </tr> <tr> <td>宿 直 室</td> <td>03-5253-7777 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道 路 管 理 第 二 課</td> <td>029-244-6346</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">茨 城 県</td> <td>消 防 安 全 課</td> <td>029-301-2896 (昼)</td> </tr> <tr> <td>防 災 ・ 危 機 管 理 課</td> <td>029-301-2885 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td>警 備 課</td> <td>029-301-0110 内線5751 (総合当直)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東日本高速道路(株)関東支社</td> <td><u>事業統括チーム</u></td> <td><u>03-5828-8642 (昼)</u></td> </tr> <tr> <td>岩槻道路管制センター</td> <td><u>048-758-4035 (夜間)</u></td> </tr> <tr> <td>各 市 町 村</td> <td colspan="2">資料編に記載</td> </tr> <tr> <td>各 消 防 本 部</td> <td colspan="2">資料編に記載</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号	消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (昼)	宿 直 室	03-5253-7777 (夜間)	国土交通省常陸河川国道事務所	道 路 管 理 第 二 課	029-244-6346	茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-2896 (昼)	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 (夜間)	茨城県警察本部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)	東日本高速道路(株)関東支社	<u>事業統括チーム</u>	<u>03-5828-8642 (昼)</u>	岩槻道路管制センター	<u>048-758-4035 (夜間)</u>	各 市 町 村	資料編に記載		各 消 防 本 部	資料編に記載		<p>また、本県における高速道路網の完成に向け、東関東自動車道水戸線の整備が進められている。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)道路災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>(連絡先一覧)</p> <table border="1" data-bbox="1070 820 1845 1375"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>担 当 部 署</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 防 庁</td> <td>応 急 対 策 室</td> <td>03-5253-7527 (昼)</td> </tr> <tr> <td>宿 直 室</td> <td>03-5253-7777 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道 路 管 理 第 二 課</td> <td>029-244-6346</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">茨 城 県</td> <td>消 防 安 全 課</td> <td>029-301-2896 (昼)</td> </tr> <tr> <td>防 災 ・ 危 機 管 理 課</td> <td>029-301-2885 (夜間)</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td>警 備 課</td> <td>029-301-0110 内線5751 (総合当直)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東日本高速道路(株)関東支社</td> <td><u>事業統括課</u></td> <td><u>048-631-0185 (昼)</u></td> </tr> <tr> <td>岩槻道路管制センター</td> <td><u>048-758-4060 (夜間)</u></td> </tr> <tr> <td>各 市 町 村</td> <td colspan="2">資料編に記載</td> </tr> <tr> <td>各 消 防 本 部</td> <td colspan="2">資料編に記載</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号	消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (昼)	宿 直 室	03-5253-7777 (夜間)	国土交通省常陸河川国道事務所	道 路 管 理 第 二 課	029-244-6346	茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-2896 (昼)	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 (夜間)	茨城県警察本部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)	東日本高速道路(株)関東支社	<u>事業統括課</u>	<u>048-631-0185 (昼)</u>	岩槻道路管制センター	<u>048-758-4060 (夜間)</u>	各 市 町 村	資料編に記載		各 消 防 本 部	資料編に記載		<p>備考</p> <p>p. 236</p>
機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号																																																												
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (昼)																																																												
	宿 直 室	03-5253-7777 (夜間)																																																												
国土交通省常陸河川国道事務所	道 路 管 理 第 二 課	029-244-6346																																																												
茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-2896 (昼)																																																												
	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 (夜間)																																																												
茨城県警察本部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)																																																												
東日本高速道路(株)関東支社	<u>事業統括チーム</u>	<u>03-5828-8642 (昼)</u>																																																												
	岩槻道路管制センター	<u>048-758-4035 (夜間)</u>																																																												
各 市 町 村	資料編に記載																																																													
各 消 防 本 部	資料編に記載																																																													
機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号																																																												
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (昼)																																																												
	宿 直 室	03-5253-7777 (夜間)																																																												
国土交通省常陸河川国道事務所	道 路 管 理 第 二 課	029-244-6346																																																												
茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-2896 (昼)																																																												
	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 (夜間)																																																												
茨城県警察本部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)																																																												
東日本高速道路(株)関東支社	<u>事業統括課</u>	<u>048-631-0185 (昼)</u>																																																												
	岩槻道路管制センター	<u>048-758-4060 (夜間)</u>																																																												
各 市 町 村	資料編に記載																																																													
各 消 防 本 部	資料編に記載																																																													

改定前	改定後	備考
<p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <p>(図略)</p> <p>( ) は、危険物流出<u>事項</u>の場合で、状況に応じ配備する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮・<u>指令</u>に関すること</li> </ul> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>[警戒体制時の配備人員]</p> <p>(図略)</p> <p>( ) は、危険物流出<u>事故</u>の場合で、状況に応じ配備する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮、<u>指令及び実施</u>に関すること</li> </ul> <p>〈<u>現地災害対策本部への派遣</u>〉</p> <p><u>組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>p. 237</p> <p>p. 239</p>

改定前	改定後	備考
<p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動</p> <p>〔県（知事公室），市町村〕</p> <p>道路災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等，被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>・<u>避難の指示，勧告</u>及び避難先の指示</li> <li>・地域住民等への協力依頼</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>（略）</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理</p> <p>〔県（生活環境部，保健福祉部，警察本部），市町村，日赤茨城県支部〕</p> <p>発災時の防疫及び遺体の処理については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「<u>清掃・防疫・障害物の除去</u>」及び同節第5「<u>行方不明者等の搜索</u>」に準じて実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>7 危険物等災害対策計画</p> <p>（略）</p>	<p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動</p> <p>〔県（知事公室），市町村〕</p> <p>道路災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等，被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>・<u>避難指示（緊急），避難勧告</u>及び避難先の指示</li> <li>・地域住民等への協力依頼</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>（略）</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理</p> <p>〔県（生活環境部，保健福祉部，警察本部），市町村，日赤茨城県支部〕</p> <p>発災時の防疫及び遺体の処理については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「<u>災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去</u>」及び同節第5「<u>行方不明者等の搜索</u>」に準じて実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>7 危険物等災害対策計画</p> <p>（略）</p>	<p>p. 241</p>



改定前		改定後		備考
第2章 災害応急対策 (略)		第2章 災害応急対策 (略)		p. 256
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） (略)		第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） (略)		
1 県の活動体制		1 県の活動体制		
(1) 職員の動員配備体制の区分の基準及び内容 (略)		(1) 職員の動員配備体制の区分の基準及び内容 (略)		
〔警戒体制時の配備人員〕		〔警戒体制時の配備人員〕		
部 局 名	配 備 人 員	部 局 名	配 備 人 員	
生活環境部	広 報 広 聴 課 2	生活環境部	広 報 広 聴 課 2	
	生 活 文 化 課 2		生 活 文 化 課 2	
	環 境 政 策 課 2		環 境 政 策 課 2	
	環 境 対 策 課 5		環 境 対 策 課 5	
	廃 棄 物 対 策 課 2		廃 棄 物 対 策 課 2	
	消 防 安 全 課 10		消 防 安 全 課 10	
	(産 業 保 安 室 ) (2)		(産 業 保 安 室 ) (2)	
	防 災 ・ 危 機 管 理 課 8		防 災 ・ 危 機 管 理 課 8	
保健福祉部	原 子 力 安 全 対 策 課 3	保健福祉部	原 子 力 安 全 対 策 課 3	
	厚 生 総 務 課 2		厚 生 総 務 課 2	
	福 祉 指 導 課 2		福 祉 指 導 課 2	
農林水産部	医 療 対 策 課 2	農林水産部	医 療 対 策 課 2	
	( 薬 務 課 ) (2)		( 薬 務 課 ) (2)	
	漁 政 課 2		漁 政 課 2	
	水 産 振 興 課 2		( 水 産 振 興 課 ) (2)	
土木部	農 村 計 画 課 2	土木部	農 村 計 画 課 2	
	管 轄 農 林 事 務 所 2		管 轄 農 林 事 務 所 2	
	道 路 維 持 課 2		道 路 維 持 課 2	

改定前				改定後				備考
	河川課		2		河川課		2	p. 258
	港湾課		2		港湾課		2	
	下水道課		2		下水道課		2	
土木事務所	管轄土木・工事事務所（工務所を含む）		5	土木事務所	管轄土木・工事事務所（工務所を含む）		5	
港湾事務所	管轄港湾事務所	2	前後	港湾事務所	管轄港湾事務所	2	前後	
県民センター	管轄県民センター	2	前後	県民センター	管轄県民センター	2	前後	
警察本部	地域課		2	警察本部	地域課		2	
	警備課		2		警備課		2	
	生活環境課		2		生活環境課		2	
(略)				※（ ）は，危険物流出事故の場合で，状況に応じ配備する。				
(5) 現地災害対策本部の設置				(略)				
(略)				(略)				
〈現地災害対策本部の設置基準〉				〈現地災害対策本部の設置基準〉				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので，災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても，特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので，災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても，特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul>				
〈現地災害対策本部の分掌事務〉				〈現地災害対策本部の分掌事務〉				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況，復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況，復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地における災害応急対策の指揮、<u>指令及び実施</u>に関すること</li> </ul>				
(新規)				<u>〈現地災害対策本部への派遣〉</u> <u>組織体制・人員配置については，災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。</u>				



改定前	改定後	備考
<p>勧告・指示・誘導」に準ずるほか、次によるものとする。 （略）</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 〔県（生活環境部，保健福祉部，土木部，警察本部），市町村，日赤茨城県支部〕 発災時の防疫及び遺体の処理については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「<u>清掃・防疫・障害物の除去</u>」及び同節第5「<u>行方不明者等の搜索</u>」に準じて実施するものとする。 （略）</p> <p>9 林野火災対策計画 本計画は，県内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に，関係機関がとるべき対策について定める。</p> <p>第1章 災害予防 林野火災の発生を未然に防止するため，防災関係機関は，平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>1 林野火災予防対策 〔県（生活環境部，農林水産部），市町村〕 林野火災発生原因のほとんどは，たばこの不始末等失火によるものであるため，火災の発生しやすい時期に，<u>重点的に森林パトロールや予防広報を実施し，防火思想の普及を図る。</u></p>	<p>難勧告，避難指示（緊急），誘導」に準ずるほか、次によるものとする。 （略）</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 〔県（生活環境部，保健福祉部，土木部，警察本部），市町村，日赤茨城県支部〕 発災時の防疫及び遺体の処理については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「<u>災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去</u>」及び同節第5「<u>行方不明者等の搜索</u>」に準じて実施するものとする。 （略）</p> <p>9 林野火災対策計画 本計画は，県内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に，関係機関がとるべき対策について定める。</p> <p>第1章 災害予防 林野火災の発生を未然に防止するため，防災関係機関は，平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>1 林野火災予防対策 〔県（生活環境部，農林水産部），市町村〕 林野火災発生原因のほとんどは，たばこの不始末等失火によるものであるため，火災の発生しやすい時期に，<u>火災が発生するおそれがある地域について，森林パトロールや予防広報を重点的に実施し，防火思想の普及を図る。</u></p>	<p>備考</p> <p>p. 281</p> <p>p. 282</p>

改定前	改定後	備考
<p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</li> </ul> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第5節 <u>避難収容活動</u></p> <p>〔県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕</p> <p>林野火災による被害が発生し、<u>または発生するおそれがある</u>場合において市町村等が行う避難勧告等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「避難勧告、</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>〈現地災害対策本部の設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</li> <li>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</li> </ul> <p>〈現地災害対策本部の分掌事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</li> <li>・現地における災害応急対策の指揮、<u>指令及び実施</u>に関すること</li> </ul> <p><u>〈現地災害対策本部への派遣〉</u></p> <p><u>組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 <u>避難の受入れ</u></p> <p>〔県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕</p> <p>林野火災による被害が発生し、<u>又は発生するおそれがある</u>場合において市町村等が行う避難勧告等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「避難勧告、</p>	<p></p> <p>p. 289</p> <p>p. 291</p>

改定前	改定後	備考
<p>指示，誘導」に準じて実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>関係者等への的確な情報伝達については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか，次により実施するものとする。</p> <p>1 情報伝達活動</p> <p>〔県（知事公室），市町村〕</p> <p>林野火災の状況，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。</p> <p>この際，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送等によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>・<u>避難の指示</u>，勧告及び避難先の指示</li> <li>・地域住民等への協力依頼</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>（略）</p>	<p>告，<u>避難指示（緊急）</u>，誘導」に準じて実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>関係者等への的確な情報伝達については，県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか，次により実施するものとする。</p> <p>1 情報伝達活動</p> <p>〔県（知事公室），市町村〕</p> <p>林野火災の状況，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。</p> <p>この際，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送等によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>・<u>避難指示（緊急）</u>，勧告及び避難先の指示</li> <li>・地域住民等への協力依頼</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>（略）</p>	<p>p. 292</p>

『生活福祉資金貸付条件一覧』（平成28年12月1日現在）

資金種類			対象世帯			貸付条件					
			低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	●	—	—	(二人以上世帯)月200千円 (単身世帯) 月150千円	3月 (3月毎に延長、最長12月)	6月	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 (原則として、当該入居予定住宅の賃料について住宅手当の申請を行っている場合に限る。)	●	—	—	400千円	—				
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●	—	—	600千円	—				
福祉資金	福祉費	資金の目的	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600千円	—	6月	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
			技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	(6月程度) 1,300千円 (1年程度) 2,200千円 (2年程度) 4,000千円 (3年以内) 5,800千円			8年	
			住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な事業	●	●	●	2,500千円			7年	
			福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700千円			8年	
			障害者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500千円			8年	
			中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136千円			10年	
			負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	(1年未満) 1,700千円 (1年以上1年6月以内) 2,300千円			5年	
			介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	(1年未満) 1,700千円 (1年以上1年6月以内) 2,300千円			5年	
			災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	●	●	●	1,500千円			7年	
			冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等 ・給与等の盗難、紛失 ・火災等被災 ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき等	●	●	●	100千円	—	2月	12月	無利子		
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	●	—	—	(高校) 月35千円 (高専) 月60千円 (短大) 月60千円 (大学) 月65千円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで	卒業後6月	20年	無利子		
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●	—	—	500千円				—	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	—	●	・土地の評価額の7割程度 ・月300千円	・貸付限度額到達まで	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	—	●	・居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割) ・貸付基本額(当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額)	・貸付限度額到達まで	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	